

# 特定化学物質の環境への 排出量の把握等及び管理の 改善の促進に関する法律

## 関係法令集

平成22年4月

経済産業省・環境省



# 目次

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	一
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案に対する附帯決議	一〇
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令	一四
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則	三五
第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令	五六
指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令	五八
指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針	六〇
第一種指定化学物質の排出量等の届出事項のファイルへの記録の方法	六六
法第十九条に規定する手数料を現金をもって納めることができる事務所	六六
届け出られた排出量以外の排出量の集計方法の移動体の区分	六七
届出をしようとする者の使用に係る電子計算機に係る技術的基準	六七
主務大臣が指定する電子計算機	六八
法律第六条における秘密情報の審査基準について	六九



特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

平成二一・七・一三  
法律 八 六

改正 平成二一・一二・二三法律一六〇 平成二四・一二・二三法律一五二

## 目次

第一章	総則（第一条 第四条）
第二章	第一種指定化学物質の排出量等の把握等（第五条 第十三条）
第三章	指定化学物質等取扱事業者による情報の提供等（第十四条 第十六条）
第四章	雑則（第十七条 第二十三条）
第五章	罰則（第二十四条）
附則	

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際的協定の動向に配慮しつつ、化学物質に関する科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下に、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。

### （定義等）

第二条 この法律において「化学物質」とは、元素及び化合物（それぞれ放射性物質を除く。）をいう。

2 この法律において「第一種指定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その有する物理的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる化学物質で政令で定めるものをいう。

一 当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。

二 当該化学物質が前号に該当しない場合には、当該化学物質の自然的作用による化学的变化により容易に生成する化学物質が同号に該当するものであること。

三 当該化学物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるものであること。

3 この法律において「第二種指定化学物質」とは、前項各号のいずれかに該当し、かつ、その有する物理的性状からみて、その製造量、輸入量又は使用量の増加等により、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存することとなることが見込まれる化学物質（第一種指定化学物質を除く。）で政令で定めるものをいう。

4 前二項の政令は、環境の保全に係る化学物質の管理についての国際的動向、化学物質に関する科学的知見、化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況等を踏まえ、化学物質による環境の汚染により生ずる人の健康に係る被害並びに動植物の生息及び生育への支障が未然に防止されることとなるよう十分配慮して定めるものとする。

5 この法律において「第一種指定化学物質等取扱事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者のうち、政令で定める業種に属する事業を営むものであって当該事業者による第一種指定化学物質の取扱量等を勘案して政令で定める要件に該当するものをいう。

一 第一種指定化学物質の製造の事業を営む者、業として第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を含有する製品であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「第一種指定化学物質等」と

いう。)を使用する者その他業として第一種指定化学物質等を取り扱う者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、事業活動に伴つて付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者

6 この法律において、「指定化学物質等取扱事業者」とは、前項各号のいずれかに該当する事業者及び第二種指定化学物質の製造の事業を営む者、業として第二種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品であつて政令で定める要件に該当するもの(以下「第一種指定化学物質等」という。)を使用する者その他業として第一種指定化学物質等を取り扱う者をいう。

#### (化学物質管理指針)

第三条 主務大臣は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、化学物質の物理的・化学的性状についての科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱い等に関する技術的動向を勘案し、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等(以下「指定化学物質等」という。)の管理に係る措置に関する指針(以下「化学物質管理指針」という。)を定めるものとする。

2 化学物質管理指針においては、次の事項を定めるものとする。

一 指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに係る設備の改善その他の指定化学物質等の管理の方法に関する事項

二 指定化学物質等の製造の過程におけるその回収、再利用その他の指定化学物質等の使用の合理化に関する事項

三 指定化学物質等の管理の方法及び使用の合理化並びに第一種指定化学物質の排出の状況に関する国民の理解の増進に関する事項

四 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の活用に関する事項

3 主務大臣は、化学物質管理指針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 主務大臣は、化学物質管理指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

#### (事業者の責務)

第四条 指定化学物質等取扱事業者は、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質が人の健康を損なうおそれがあるものであること等(第二条第二項各号のいずれかに該当するものであることを認識し、かつ、化学物質管理指針に留意して、指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。)

#### 第二章 第一種指定化学物質の排出量等の把握等

##### (排出量等の把握及び届出)

第五条 第一種指定化学物質等取扱事業者は、その事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量(第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法その他の主務省令で定める方法により当該事業所において環境に排出される第一種指定化学物質の量として算出する量)をいう。次項及び第九条第一項において同じ。)及び移動量(その事業活動に係る廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量として主務省令で定める方法により算出する量)をいう。次項において同じ。)を主務省令で定めるところにより把握しなければならない。

2 第一種指定化学物質等取扱事業者は、主務省令で定めるところにより、第一種指定化学物質及び事業所ごとに、毎年度、前項の規定により把握される前年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量に關し主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出(次条第一項の請求に係る第一種指定化学物質に係るものを除く。)は、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該届出に係る事項に關し意見を付すことができる。

(対応化学物質分類名への変更)

- 第六条 第一種指定化学物質等取扱事業者は、前条第二項の規定による届出に係る第一種指定化学物質の使用その他の取扱いに係る情報機密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものに該当するものであるとして、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、当該第一種指定化学物質の属する分類のうち主務省令で定める分類の名称(以下「対応化学物質分類名」という。)をもつて次条第一項の規定による通知を行うよう主務大臣に請求を行うことができる。
- 2 第一種指定化学物質等取扱事業者は、前項の請求を行うときは、前条第二項の規定による届出と併せて、主務省令で定めるところにより、その理由を付して行わなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の請求があつたときは、遅滞なく、前条第二項の規定による届出に係る事項のうち当該請求に係る第一種指定化学物質に係るものについて、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、対応化学物質分類名をもつて当該第一種指定化学物質に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事(以下「関係都道府県知事」という。)に通知しなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の請求を認める場合には、その旨の決定をし、当該請求を行った第一種指定化学物質等取扱事業者に対し、その旨を通知するものとする。
- 5 主務大臣は、第一項の請求を認めない場合には、その旨の決定をし、当該決定後直ちに、当該請求を行った第一種指定化学物質等取扱事業者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。
- 6 前二項の決定は、第一項の請求があつた日から三十日以内にするものとする。
- 7 前項の規定にかかわらず、主務大臣は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の期間を三十日以内に限り延長することができる。
- 8 第一種指定化学物質等取扱事業者は、毎年度、当該年度の前年度以前の各年度において第八条第一項の規定によりファイルに記録された対応化学物質分類名を維持する必要があるときは、主務省令で

定めるところにより、主務大臣にその旨の請求を行わなければならない。

- 9 第四項から第七項までの規定は、前項の請求について準用する。この場合において、第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは、「第八項」と読み替えるものとする。

(届出事項の通知等)

- 第七条 主務大臣は、第五条第二項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を経済産業大臣及び環境大臣に通知するものとする。ただし、当該届出に係る事項のうち第一種指定化学物質の名称について前条第一項の請求があつたときは、当該第一種指定化学物質の名称については、対応化学物質分類名をもつて通知するものとする。
- 2 主務大臣は、前条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の決定をしたときは、当該決定に係る第一種指定化学物質の名称を経済産業大臣及び環境大臣並びに当該決定に係る関係都道府県知事に通知するものとする。この場合において、当該通知は、同条第五項の規定による第一種指定化学物質等取扱事業者への通知の日から二週間を経過した日以後速やかに行うものとする。
- 3 主務大臣は、毎年度、当該年度の前年度以前の各年度において前条第四項(同条第九項において準用する場合を含む。)の決定をした場合であつて、当該年度において同条第八項の請求がないときは、当該決定に係る第一種指定化学物質の名称を経済産業大臣及び環境大臣並びに当該決定に係る関係都道府県知事に通知するものとする。
- 4 環境大臣は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、第一項ただし書の規定による通知に係る第一種指定化学物質に関し第五条第二項の規定により届け出られた事項について説明を求めることができる。
- 5 関係都道府県知事は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、主務省令で定めるところにより、当該都道府県知事の管轄する区域に係る前条第三項の規定による通知に係る第一種指定化学物質

に關し第五条第二項の規定により届け出られた事項について説明を  
求めることができる。

(届出事項の集計等)

第八条 経済産業大臣及び環境大臣は、前条第一項から第三項までの  
規定により通知された事項について、経済産業省令、環境省令で定  
めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するもの  
とする。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、前項の規定による記録をしたとき  
は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、同  
項のファイルに記録された事項(以下「ファイル記録事項」とい  
う。)のうち、主務大臣が所管する事業を行う事業所に係るものを  
当該主務大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に  
係るものを都道府県知事に、それぞれ通知するものとする。

3 経済産業大臣及び環境大臣は、経済産業省令、環境省令で定める  
ところにより、遅滞なく、ファイル記録事項を集計するものとする。  
4 経済産業大臣及び環境大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計  
した結果を主務大臣及び都道府県知事に通知するとともに、公表す  
るものとする。

5 主務大臣及び都道府県知事は、第二項の規定による通知があつた  
ときは、当該通知に係る事項について集計するとともに、その結果  
を公表することができる。

(届け出られた排出量以外の排出量の算出等)

第九条 経済産業大臣及び環境大臣は、関係行政機関の協力を得て、  
第一種指定化学物質等取扱事業者以外の事業者の事業活動に伴う第  
一指定化学物質の排出量その他第五条第二項の規定により届け出  
られた第一種指定化学物質の排出量以外の環境に排出されていると  
見込まれる第一種指定化学物質の量を経済産業省令、環境省令で定  
める事項ごとに算出するものとする。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、前項の規定により算出された結果  
を経済産業省令、環境省令で定めるところにより集計し、その結果  
を前条第四項の集計した結果と併せて公表するものとする。

(開示請求権)

第十条 何人も、第八条第四項の規定による公表があつたときは、当  
該公表があつた日以後、主務大臣に対し、当該公表に係る集計結果  
に集計されているファイル記録事項であつて当該主務大臣が保有す  
るものの開示の請求を行うことができる。

2 前項の請求(以下「開示請求」という。)は、次の事項を明らか  
にして行わなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人  
その他の団体にあつては代表者の氏名
- 二 事業所の名称、所在地その他の開示請求に係る事業所を特定す  
るに足りる事項

(排出量等の開示義務)

第十一条 主務大臣は、開示請求があつたときは、当該開示請求をし  
た者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を  
速やかに開示しなければならない。

(調査の実施等)

第十二条 国は、第八条第四項及び第九条第二項に規定する結果並び  
に第一種指定化学物質の安全性の評価に関する内外の動向を勘案し  
て、環境の状況の把握に関する調査のうち第一種指定化学物質に係  
るもの及び第一種指定化学物質による人の健康又は動植物の生息若  
しくは生育への影響に関する科学的知見を得るための調査を総合的  
かつ効果的に行うとともに、その成果を公表するものとする。

(資料の提供の要求等)

第十三条 都道府県知事は、当該都道府県の区域において国が行う前  
条に規定する調査に關し、当該調査を行う行政機関の長に対し、必  
要な資料の提供を求め、又は意見を述べることができる。

第三章 指定化学物質等取扱事業者による情報の提供等

(指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供)

第十四条 指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業

者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する時まで、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令で定める方法により提供しなければならない。

2 指定化学物質等取扱事業者は、前項の規定により提供した指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、当該指定化学物質等を譲渡し、又は提供した相手方に対し、変更後の当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令で定める方法により提供するよう努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、前二項に規定する情報の提供に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

#### (勧告及び公表)

第十五条 経済産業大臣は、前条第一項の規定に違反する指定化学物質等取扱事業者があるときは、当該指定化学物質等取扱事業者に対し、同項の規定に従つて必要な情報を提供すべきことを勧告することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による勧告を受けた指定化学物質等取扱事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

#### (報告の徴収)

第十六条 経済産業大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、指定化学物質等取扱事業者に対し、その指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供に関し報告をさせることができる。

#### 第四章 雑則

#### (国及び地方公共団体の措置)

第十七条 国は、化学物質の安全性の評価に関する国際的動向に十分配慮しつつ、化学物質の性状に関する科学的知見の充実に努めるとともに、化学物質の安全性の評価に関する試験方法の開発その他の技術的手法の開発に努めるものとする。

2 国は、化学物質の性状及び取扱いに関する情報に係るデータベース(論文、数値、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを用い。)の整備及びその利用の促進に努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、指定化学物質等取扱事業者が行う指定化学物質等の自主的な管理の改善を促進するため、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて指定化学物質等の性状及び管理並びに第一種指定化学物質の排出の状況に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

5 国及び地方公共団体は、前二項の責務を果たすために必要な人材を育成するよう努めるものとする。

#### (審議会等の意見の聴取)

第十八条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第二条第二項又は第三項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第一百十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴くものとする。

#### (手数料)

第十九条 ファイル記録事項の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示の実施に係る手数料を納付しなければならない。

#### (磁気ディスクによる届出等)

第二十条 主務大臣は、第五条第二項の規定による届出又は第六条第一項若しくは第八項の請求については、政令で定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)により行わせることができる。

2 主務大臣は、第六条第四項又は第五項(これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による通知については、

政令で定めるところにより、又は磁気ディスクにより行うことができる。

3 主務大臣は、第十条第一項の請求又は第十一条の規定による開示については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。

(経過措置)

第二十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣等)

第二十二条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条第一項の規定による化学物質管理指針の策定、同条第三項の規定による協議及び同条第四項の規定による公表に関する事項(同条第二項第四号に掲げる事項に係るものを除く。)については、経済産業大臣及び環境大臣

二 第三条第一項の規定による化学物質管理指針の策定、同条第三項の規定による協議及び同条第四項の規定による公表に関する事項(同条第二項第四号に掲げる事項に係るものに限る。)については、経済産業大臣

三 第五条第二項の規定による届出、第六条第一項の規定による請求、同条第三項の規定による通知、同条第四項及び第五項(これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による決定及び通知、同条第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による期間の延長、同条第八項の規定による請求、第七条第一項から第三項までの規定による通知、同条第四項及び第五項の規定による説明、第八条第二項及び第四項の規定による通知並びに同条第五項の規定による集計及び公表に関する事項並びに第二十条第一項及び第二項に定める事項については、

当該第一種指定化学物質等取扱事業者の行う事業を所管する大臣  
四 第十条第一項の規定による請求及び第十一条の規定による開示に関する事項並びに第二十条第三項に定める事項については、経済産業大臣、環境大臣又は当該第一種指定化学物質等取扱事業者の行う事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、経済産業大臣、環境大臣及び当該第一種指定化学物質等取扱事業者の行う事業を所管する大臣の発する命令とする。

(事務の区分)

第二十三条 第五条第三項前段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五章 罰則

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
二 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(平成二一・三・三〇)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十八条の規定 公布の日  
二 第三章及び第二十四条(第一号を除く。)の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日  
三 第二章、第十九条、第二十条及び第二十四条(第一号に限る。)並びに次条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日  
四 第二十三条及び附則第四条の規定 平成十二年四月一日又は前

号に定める日のいずれか遅い日

(経過措置)

第二条 第六条第六項に規定する日が、前条第三号に規定する規定の施行の日の属する年度の翌年度にある場合には、同項中「三十日以内」とあるのは、「五月以内」とする。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後七年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一・一二・一三法律一六〇) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成一四・一五・一六法律一五二) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。〔以下略〕

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の施行期日を定める政令

平成二二・三・二九  
政令 一三七

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の施行期日は、平成十二年三月三十日とする。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

平成二二・二二・一五  
政令 五一八

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十三年一月一日とする。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

平成一三・三・三〇  
政令 一〇四

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第五条第一項の規定の施行期日は、平成十三年四月一日とする。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

平成一三・二二・二八  
政令 四四〇

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定（第五条第一項の規定を除く。）の施行期日は、平成十四年一月十二日とする。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行期日を定める政令

平成一五・一・三一  
政 令 二 六

内閣は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行期日は、平成十五年二月三日とする。

---

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案に対する附帯決議

平成十一年五月二十一日

衆議院商工委員会

政府は、本法の施行に当たり、化学物質による環境等への支障を未然に防止することの重要性を十分認識し、我が国におけるPR制度及びMSDS制度の実効性を最大限に確保するため、次の諸点について、適切な措置を講ずべきである。

一 事業者の自主的取組みを促進するため、地方公共団体との連携強化により、事業者等に対する技術的な指導助言並びに人材育成等に努めるとともに、啓発・広報活動を積極的に進めること。

なお、本制度における地方公共団体の果たす役割の重要性にかんがみ、地方公共団体との連携のあり方についても引き続き検討を進めること。

二 対象物質の政令指定に当たっては、科学的知見を踏まえた専門的な検討を行い、幅広く関係者からの意見を聴取する機会を設けるとともに、国際的整合性の確保に十分留意すること。

なお、内分泌攪乱物質、いわゆる環境ホルモンの取扱いについては、人の健康及び生態系への重大な影響を与える可能性にかんがみ、内外の動向等を踏まえて迅速かつ適切に対処すること。

三 化学物質の排出量等に関する集計結果の公表に当たっては、必要な情報が国民に分かり易く、利用しやすく、又、等しく提供されるものとなるよう配慮するとともに、インターネット等を含めた情報提供手段の幅広い活用とその利用促進に努めること。

また、開示請求に係る手数料については、開示の方法に応じ、利便性が高く負担がかからない金額とすること。

四 営業秘密の審査に当たっては、法律の趣旨に照らし、厳格かつ公正に行うこと。

五 本制度の検証については、運用状況を勘案しつつ、対処すべき事項についての整理を行うとともに、実効性を高める観点から積極的な検討を加え、制度の必要な整備・改善に機動的に取り組むこと。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案に対する附帯決議

平成十一年七月六日

参議院国土・環境委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 本法における都道府県の果たす役割の重要性にかんがみ、都道府県との連携を強化し、届出・受付事務が円滑かつ的確に行われるよう体制整備を図り、技術的な指導助言を行うとともに、人材の育成等が図られるよう支援すること。

二 対象物質の選定に当たっては、内分泌攪乱作用など化学物質排出の環境への影響を未然に防止するという衆議院修正の趣旨を十分に踏まえるとともに、広く関係者からの意見を聴取する機会を設けるなどOECD原則に沿った方法とすること。

三 化学物質排出の環境への影響を未然に防止する観点から、排出量等を適切に把握できるよう届出対象事業者等の種類、範囲を定めること。

特に、有害性の強い指定化学物質については、含有率や取扱量の下限を小さくするよう配慮すること。

四 非点源からの排出量を的確に把握するため、基礎となる資料について関係省庁、事業者団体等の積極的な協力を求めるとともに、移動体の種類ごとの内訳がわかるように推計量を算出するよう努めること。

また、推計の資料、推計式などを都道府県に提供するとともに公開し、地方公共団体等による化学物質環境汚染対策に資すること。

五 営業秘密の審査に当たっては、諸外国の実状を勘案し、厳格かつ公正に行うとともに、環境庁長官又は都道府県の説明要求に対しては、事業を所管する主務大臣は十分納得できる説明を行うこと。

六 情報の共有が本制度運用の前提となるため、特に大量に請求する場合を中心に手数料をできる限り低廉なものとするとともに、利用者の利便性を勘案したインターネットの利用など幅広い情報提供手段を活用すること。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令

平成二二・三・二九  
政令 一三八

改正 平成二二・六・七政令三三三 平成二三・三・三三政令五六 平成二三・二・二二  
八政令四四一 平成二四・二・二一八政令三八六 平成二五・一・三二政令二八  
平成二六・三・一九政令四七 平成二六・一〇・二七政令三三八 平成二〇・一  
・二二政令三五六

(第一種指定化学物質)

第一条 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「法」という。)(第二条第二項の第一種指定化学物質は、別表第一のとおりとする。

(第二種指定化学物質)

第二条 法第二条第三項の第二種指定化学物質は、別表第二のとおりとする。

(業種)

第三条 法第二条第五項の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 金属鉱業
- 二 原油及び天然ガス鉱業
- 三 製造業
- 四 電気業
- 五 ガス業
- 六 熱供給業

七 下水道業

八 鉄道業

九 倉庫業(農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。)

十 石油卸売業

十一 鉄スクラップ卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)

十二 自動車卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。)

十三 燃料小売業

十四 洗濯業

十五 写真業

十六 自動車整備業

十七 機械修理業

十八 商品検査業

十九 計量証明業(一般計量証明業を除く。)

二十 一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)

二十一 産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む。)

二十二 医療業

二十三 高等教育機関(附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)

二十四 自然科学研究所

(第一種指定化学物質等取扱事業者の要件)

第四条 法第二条第五項各号列記以外の部分の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ その年度において事業活動に伴い取り扱う第一種指定化学物

質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品（法第二条第五項第一号に規定する製品をいう。口において同じ。）に含まれるものを含む。）であつて、特定第一種指定化学物質（別表第一第三十三号、第五十六号、第七十五号、第八十八号、第九十四号、第二百四十三号、第三百五号、第三百九号、第三百三十二号、第三百五十一号、第三百八十五号、第三百九十四号、第三百九十七号、第四百号及び第四百十一号に掲げる第一種指定化学物質をいう。ロにおいて同じ。）以外のもの（いずれかの質量（その第一種指定化学物質が次の(1)から(6)までに掲げるものであるときは、当該第一種指定化学物質が含有するそれぞれ(1)から(6)までに定める物質の質量。次条において、「第一種指定化学物質」という。）が一トン以上である事業所を有していること。

- (1) 別表第一第一号に掲げる第一種指定化学物質 亜鉛
- (2) 別表第一第三十一号に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン
- (3) 別表第一第四十四号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム
- (4) 別表第一第八十二号に掲げる第一種指定化学物質 銀
- (5) 別表第一第八十七号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
- (6) 別表第一第一百三十二号に掲げる第一種指定化学物質 コバルト
- (7) 別表第一第四百四十四号に掲げる第一種指定化学物質 シアン
- (8) 別表第一第二百三十七号に掲げる第一種指定化学物質 水銀
- (9) 別表第一第二百三十九号に掲げる第一種指定化学物質 スズ
- (10) 別表第一第二百四十二号に掲げる第一種指定化学物質 セ

- (11) 別表第一第二百七十二号に掲げる第一種指定化学物質 銅
- (12) 別表第一第三百二十一号に掲げる第一種指定化学物質 バナジウム
- (13) 別表第一第三百七十四号に掲げる第一種指定化学物質 ふっ素
- (14) 別表第一第四百五号に掲げる第一種指定化学物質 ほう素
- (15) 別表第一第四百十二号に掲げる第一種指定化学物質 マンガン
- (16) 別表第一第四百五十三号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン

- (1) 別表第一第七十五号に掲げる第一種指定化学物質 カドミウム
- (2) 別表第一第八十八号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
- (3) 別表第一第三百五号に掲げる第一種指定化学物質 鉛
- (4) 別表第一第三百九号に掲げる第一種指定化学物質 ニッケル
- (5) 別表第一第三百三十二号に掲げる第一種指定化学物質 砒素
- (6) 別表第一第三百九十四号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム

八 前条第一号又は第二号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設を設置していること。

二 前条第七号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、下水道終末処理施設を設置していること。

ホ 前条第二十号又は第二十一号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設を設置していること。

ヘ ダイオキシシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定施設を設置していること。  
 二 常時使用する従業員の数が二十一人以上であること。

（法第二条第五項第一号の政令で定める要件）

第五条 法第二条第五項第一号の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質量の割合が一パーセント以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質量の割合が〇・一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 二 第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 四 再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。次条第四号において同じ。）

（法第二条第六項の政令で定める要件）

第六条 法第二条第六項の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第二種指定化学物質の質量の割合が一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 二 第二種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 四 再生資源

（審議会等で政令で定めるもの）

第七条 法第十八条の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
経済産業大臣	化学物質審議会
環境大臣	中央環境審議会

（手数料の額等）

第八条 法第十九条の手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき二十円
- 二 フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格×六二二三に適合する幅九十三ミリメートルのものに限る。次条において同じ。）に複写したものの交付 一枚につき八十円に〇・五メガバイトまでごとに二百六十円を加えた額
- 三 光ディスク（日本工業規格×〇六〇六及び×六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生するこ

とが可能なものに限る。次条において同じ。)に複写したものの交付 一枚につき二百円に〇・五メガバイトまでごとに二百六十円(法第十条第二項に規定する開示請求(以下「開示請求」という。)に係る年度のファイル記録事項のすべてを複写したものの交付をする場合)あつては、二百メガバイトまでごとに九百円)を加えた額

- 四 電子情報処理組織(主務大臣の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。))と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合に限る。)(一件につき百円に〇・五メガバイトまでごとに二百四十円(開示請求に係る年度のファイル記録事項のすべてを複写させる場合)あつては、二百メガバイトまでごとに八百八十円)を加えた額
- 2 手数料は、法第十条第二項各号に掲げる事項を記載した書面に収入印紙をはって納付しなければならない。ただし、主務省令で定める場合には、現金をもって納めることができる。
- 3 ファイル記録事項の開示を受ける者は、手数料のほか、送付に要する費用を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切手又は主務大臣が定めるこれに類する証票で納付しなければならない。

(磁気ディスクによる届出又は請求の方法)

第九条 磁気ディスク(フレキシブルディスクカートリッジ及び光ディスクをいう。以下同じ。)により法第五条第二項の規定による届出又は法第六条第一項若しくは第八項の請求(以下この条において

「届出等」という。)をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、当該届出等に係る事項を記録した磁気ディスクを、法第五条第二項の規定による届出にあつては都道府県知事に、法第六条第一項又は第八項の請求にあつては主務大臣にそれぞれ提出しなければならない。

(磁気ディスクによる開示の方法)

第十条 主務大臣は、磁気ディスクにより法第十一条の規定による開示を行うときは、開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならない。

附則 (抄)

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十二年三月三十日)から施行する。

(経過措置)

第二条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間においては、第四条第一号イ中「一トン」とあるのは、「五トン」とする。

附則(平成二二・六・七政令三三三)(抄)

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三・三・三三政令五六）（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。「以下略」

附 則（平成一三・二・二八政令四四一）

この政令は、法附則第一条第三号に掲げる規定（第五条第一項の規定を除く。）の施行の日（平成十四年一月十二日）から施行する。

附 則（平成一四・二・一八政令三八六）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。「以下略」

附 則（平成一五・一・三三政令二八）

（施行期日）

第一条 この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。「以下略」

附 則（平成一六・三・一九政令四七）

この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則（平成一六・一〇・二七政令三三八）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。「以下略」

附 則（平成二一・一・二二政令三五六）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の規定は、平成二十二年以降において把握すべき特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第五条第一項に規定する第一種指定化学物質の排出量及び移動量（以下「排出量等」という。）並びに平成二十三年以降において届け出るべき排出量等について適用し、平成二十一年度において把握すべき排出量等及び平成二十二年度において届け出るべき排出量等については、なお従前の例による。

別表第一(第一条関係)

一 亜鉛の水溶性化合物

- 二 アクリルアミド
- 三 アクリル酸エチル
- 四 アクリル酸及びその水溶性塩
- 五 アクリル酸二 (ジメチルアミノ) エチル
- 六 アクリル酸二 ヒドロキシエチル
- 七 アクリル酸ノルマル ブチル
- 八 アクリル酸メチル
- 九 アクリロニトリル
- 十 アクロレイン
- 十一 アジ化ナトリウム
- 十二 アセトアルデヒド
- 十三 アセトニトリル
- 十四 アセトンシアノヒドリン
- 十五 アセナフテン
- 十六 ニ・ニ アゾビスイソブチロニトリル
- 十七 オルト アニシジン
- 十八 アニリン
- 十九 一 アミノ 九・一〇 アントラキノン
- 二十 二 アミノエタノール
- 二十一 五 アミノ 四 クロロ ニ フェニルピリダジン 三(ニH) オン(別名クロリダゾン)
- 二十二 五 アミノ 一 「ニ・六 ジクロロ 四 (トリフルオロメチル)フェニル」三 シアノ 四 「(トリフルオロメチル)スルフィニル」ピラゾール(別名フィプロニル)
- 二十三 パラ アミノフェノール
- 二十四 メタ アミノフェノール
- 二十五 四 アミノ 六 ターシャリ ブチル 三 メチルチオ

一・二・四 トリアジン 五(四H) オン(別名メトリブジン)

- 二十六 三 アミノ 一 プロペン
- 二十七 四 アミノ 三 メチル 六 フェニル 一・二・四 トリアジン 五(四H) オン(別名メタミトロン)
- 二十八 アリルアルコール
- 二十九 一 アリルオキシ ニ・三 エポキシプロパン
- 三十 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。)
- 三十一 アンチモン及びその化合物
- 三十二 アントラセン
- 三十三 石綿
- 三十四 三 イソシアナトメチル 三・五・五 トリメチルシクロヘキシル「イソシアネート
- 三十五 イソブチルアルデヒド
- 三十六 イソブレン
- 三十七 四・四 イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)
- 三十八 ニ・ニ 「イソプロピリデンビス」(ニ・六 ジプロモ
- 四・一 フェニレン)オキシ」ジエタノール
- 三十九 N イソプロピルアミノホスホン酸O エチル O (三メチル 四 メチルチオフェニル)(別名フェナミホス)
- 四十 イソプロピル「ニ (四 メトキシビフェニル 三 イル)ヒドラジノホルマート(別名ビフェナゼート)
- 四十一 三 イソプロポキシ ニ トリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル)
- 四十二 二 イミダゾリジンチオン
- 四十三 一・一 「イミノジ(オクタメチレン)」ジグアニジン(別名イミノクタジン)

四十四 インジウム及びその化合物

四十五 エタンチオール

四十六 エチル<sup>二</sup>「四」(六) クロロ<sup>二</sup>キノキサリニルオ

キシ)フェノキシ「プロピオナート(別名キサロホップエチル)

四十七 O エチル<sup>〇</sup>(六) ニトロ<sup>〇</sup>メタ トリル<sup>〇</sup>セカン

ダリ プチルホスホルアミドチオアート(別名ブタミホス)

四十八 O エチル<sup>〇</sup>四 ニトロフェニル<sup>〇</sup>フェニルホスホ

チオアート(別名EPN)

四十九 N (一) エチルプロピル<sup>〇</sup>二・六 ジニトロ<sup>〇</sup>三・四

キシリジン(別名ベンジメタリン)

五十 S エチル<sup>〇</sup>ヘキサヒドロ<sup>〇</sup>H アゼピン<sup>〇</sup>カルボチ

オアート(別名モリネート)

五十一 二 エチルヘキサノ酸

五十二 エチル<sup>〇</sup>(Z) 三「N」ベンジル N 「メチル(

一)メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ「チ

オ」アミノ「プロピオナート(別名アラニカルブ)

五十三 エチルベンゼン

五十四 O エチル<sup>〇</sup>S 一)メチルプロピル<sup>〇</sup>(二)オキソ<sup>〇</sup>三

チアゾリジニル)ホスホノチオアート(別名ホスチアゼート)

五十五 エチレンイミン

五十六 エチレンオキシド

五十七 エチレングリコールモノエチルエーテル

五十八 エチレングリコールモノメチルエーテル

五十九 エチレンジアミン

六十 エチレンジアミン四酢酸

六十一 N・N エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガ

別名マンネブ)

六十二 N・N エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガ

N・N エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(

別名マンコゼブ又はマンゼブ)

六十三 一・一 エチレン<sup>〇</sup>二・二 ピピリジニウム<sup>〇</sup>ジプロミド

(別名ジクアトジプロミド又はジクワット)

六十四 二(四) エトキシフェニル<sup>〇</sup>二)メチルプロピル<sup>〇</sup>三

フェノキシベンジルエーテル(別名エトフェンプロックス)

六十五 エピクロロヒドリン

六十六 一・二 エポキシブタン

六十七 二・三 エポキシ<sup>〇</sup>一)プロパノール

六十八 一・二 エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)

六十九 二・三 エポキシプロピル<sup>〇</sup>フェニルエーテル

七十 エマメクチン安息香酸塩(別名エマメクチンB<sub>1</sub>安息香酸

塩及びエマメクチンB<sub>2</sub>安息香酸塩の混合物)

七十一 塩化第二鉄

七十二 塩化パラフィン(炭素数が十から十三までのもの及びその

混合物に限る。)

七十三 一)オクタノール

七十四 パラ)オクチルフェノール

七十五 カドミウム及びその化合物

七十六 イブシロン)カプロラクタム

七十七 カルシウムシアナミド

七十八 二・四)キシレノール

七十九 二・六)キシレノール

八十)キシレン

八十一)キノリン

八十二)銀及びその水溶性化合物

八十三)クメン

八十四)グリオキサール

八十五)グルタルアルデヒド

八十六)クレゾール

八十七 クロム及び三価クロム化合物  
 八十八 六価クロム化合物  
 八十九 クロロアニリン  
 九十二 クロロ 四 エチルアミノ 六 イソプロピルアミノ  
 一・三・五 トリアジン(別名アトラジン)  
 九十一 二 (四 クロロ 六 エチルアミノ 一・三・五 トリアジン 二 イル)アミノ 二 メチルプロピオニトリル(別名シアナジン)  
 九十二 四 クロロ 三 エチル 一 メチル N 「四 (パラトリルオキシ)ベンジル」ピラゾール 五 カルボキサミド(別名トルフェンピラド)  
 九十三 二 クロロ 二 エチル N (二 メトキシ 一 メチルエチル) 六 メチルアセトアニリド(別名メトラクロール)  
 九十四 クロロエチレン(別名塩化ビニル)  
 九十五 三 クロロ N (三 クロロ 五 トリフルオロメチル 二 ピリジル) アルファ・アルファ・アルファ トリフルオロ 二・六 ジニトロ パラ トリイジン(別名フルアジナム)  
 九十六 一 「二 「二 クロロ 四 (四 クロロフェノキシ)フェニル」 四 メチル 一・三 ジオキソラン 二 イル」メチル」 一 H 一・二・四 トリアゾール(別名ジフェノコナゾール)  
 九十七 一 クロロ 二 (クロロメチル)ベンゼン  
 九十八 クロロ酢酸  
 九十九 クロロ酢酸エチル  
 百二 クロロ 二・六 ジエチル N (二 プロポキシエチル)アセトアニリド(別名プレチラクロール)  
 百一 二 クロロ 二・六 ジエチル N (メトキシメチル)アセトアニリド(別名アラクロール)  
 百二 一 クロロ 二・四 ジニトロベンゼン

百三 一 クロロ 一・一 ジフルオロエタン(別名HCF<sub>2</sub>Cl 一四二b)  
 百四 クロロジフルオロメタン(別名HCF<sub>2</sub>Cl 二二二)  
 百五 二 クロロ 一・一・一・二 テトラフルオロエタン(別名HCF<sub>3</sub>Cl 一二四)  
 百六 クロロトリフルオロエタン(別名HCF<sub>2</sub>Cl 一三三三)  
 百七 クロロトリフルオロメタン(別名CFC 一三三)  
 百八 (RS) 二 (四 クロロ オルト トリルオキシ)プロピオン酸(別名メコプロツプ)  
 百九 オルト クロロトルエン  
 百十 パラ クロロトルエン  
 百十一 二 クロロ 四 ニトロアニリン  
 百十二 二 クロロニトロベンゼン  
 百十三 二 クロロ 四・六 ビス(エチルアミノ) 一・三・五 トリアジン(別名シマジン又はCAT)  
 百十四 (RS) 二 「二 (三 クロロフェニル) 二・三 エポキシプロピル」 二 エチルインダン 一・三 ジオン(別名インダノファン)  
 百十五 四 (二 クロロフェニル) N シクロヘキシル N エチル 四・五 ジヒドロ 五 オキソ 一 H テトラゾール 一 カルボキサミド(別名フェントラザミド)  
 百十六 (四RS・五RS) 五 (四 クロロフェニル) N シクロヘキシル 四 メチル 二 オキソ 一・三 チアゾリジン 三 カルボキサミド(別名ヘキシチアゾクス)  
 百十七 (RS) 一 パラ クロロフェニル 四・四 ジメチル 三 (一H 一・二・四 トリアゾール 一 イルメチル)ペントタン 三 オール(別名テブコナゾール)  
 百十八 二 (四 クロロフェニル) 二 (一H 一・二・四 トリアゾール 一 イルメチル)ヘキサンニトリル(別名ミクロ

ブタニル)  
 百十九 (RS) 四 (四 クロロフェニル) 二 フェニル  
 二 (一H 一・二・四 トリアゾール 一 イルメチル) ブチ  
 ロニトリル(別名フェンブコナゾール)  
 百二十 オルト クロロフェノール  
 百二十一 パラ クロロフェノール  
 百二十二 二 クロロプロピオン酸  
 百二十三 三 クロロプロペン(別名塩化アリル)  
 百二十四 一 (二 クロロベンジル) 三 (一 メチル 一  
 フェニルエチル)ウレア(別名クミルロン)  
 百二十五 クロロベンゼン  
 百二十六 クロロペンタフルオロエタン(別名CFC 一一五)  
 百二十七 クロロホルム  
 百二十八 クロロメタン(別名塩化メチル)  
 百二十九 四 クロロ 三 メチルフェノール  
 百三十 (四 クロロ 二 メチルフェノキシ) 酢酸(別名MCP  
 又はMCPA)  
 百三十一 三 クロロ 二 メチル 一 プロペン  
 百三十二 コバルト及びその化合物  
 百三十三 酢酸二 エトキシエチル(別名エチレングリコールモノ  
 エチルエーテルアセテート)  
 百三十四 酢酸ビニル  
 百三十五 酢酸二 メトキシエチル(別名エチレングリコールモノ  
 メチルエーテルアセテート)  
 百三十六 サリチルアルデヒド  
 百三十七 シアナミド  
 百三十八 (RS) 二 シアノ N 「(R) 一 (二・四  
 ジクロロフェニル)エチル」 三・三 ジメチルプチラミド(別  
 名ジクロシメット)

百三十九 (S) アルファ シアノ 三 フェノキシベンジル  
 (一R・三S) 二・二 ジメチル 三 (一・二・二・二 テ  
 トラプロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名トラ  
 ロメトリン)  
 百四十 (RS) アルファ シアノ 三 フェノキシベンジル  
 二・二・三・三 テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート  
 (別名フェンプロパトリン)  
 百四十一 トランス 一 (二 シアノ 二 メトキシイミノアセ  
 チル) 三 エチルウレア(別名シモキサニル)  
 百四十二 二・四 ジアミノアニソール  
 百四十三 四・四 ジアミノジフェニルエーテル  
 百四十四 無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)  
 百四十五 二 (ジエチルアミノ)エタノール  
 百四十六 O 二 ジエチルアミノ 六 メチルピリミジン 四  
 イル〃O・O ジメチル〃ホスホロチオアート(別名ピリミホス  
 メチル)  
 百四十七 N・N ジエチルチオカルバミン酸S 四 クロロベン  
 ジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)  
 百四十八 N・N ジエチル 三 (二・四・六 トリメチルフェ  
 ニルスルホニル) 一H 一・二・四 トリアゾール 一 カル  
 ボキサミド(別名カフェンストロール)  
 百四十九 四塩化炭素  
 百五十 一・四 ジオキサソ  
 百五十一 一・三 ジオキソラン  
 百五十二 一・三 ジカルバモイルチオ 二 (N・N ジメチル  
 アミノ) プロパン(別名カルタップ)  
 百五十三 シクロヘキサ 一 エン 一・二 ジカルボキシイミド  
 メチル〃(一RS) シス トランス 二・二 ジメチル 三  
 (二 メチルプロパ 一 エニル)シクロプロパンカルボキシラ

ー ト (別名テトラメトリン)  
 百五十四 シクロヘキシルアミン  
 百五十五 N (シクロヘキシルチオ) フタルイミド  
 百五十六 ジクロロアニン  
 百五十七 ー・二 ジクロロエタン  
 百五十八 ー・一 ジクロロエチレン (別名塩化ビニリデン)  
 百五十九 シス ー・二 ジクロロエチレン  
 百六十 三・三 ジクロロ 四・四 ジアミノジフェニルメタン  
 百六十一 ジクロロジフルオロメタン (別名CFC 一一二)  
 百六十二 三・五 ジクロロ N (一・一 ジメチル 二 プロ  
 ピニル) ベンズアミド (別名プロピザミド)  
 百六十三 ジクロロテトラフルオロエタン (別名CFC 一四四)  
 百六十四 二・二 ジクロロ ー・一・一 トリフルオロエタン (別名HFC 一一三)  
 別名HFC 一一三)  
 百六十五 二・四 ジクロロトルエン  
 百六十六 ー・二 ジクロロ 四 ニトロベンゼン  
 百六十七 ー・四 ジクロロ ニ ニトロベンゼン  
 百六十八 三 (三・五 ジクロロフェニル) N イソプロピル  
 二・四 ジオキソイミダゾリジン ー カルボキサミド (別名  
 イプロジオン)  
 百六十九 三 (三・四 ジクロロフェニル) ー・一 ジメチル  
 尿素 (別名ジウロン又はDCMU)  
 百七十 (RS) 二 (二・四 ジクロロフェニル) 三 (一  
 H ー・二・四 トリアゾール ー イル) プロピル ー・一・  
 二・二 テトラフルオロエチル ー エーテル (別名テトラコナゾ  
 ル)  
 百七十一 (二RS・四RS) ー 「二 (二・四 ジクロロフ  
 エニル) 四 プロピル ー・三 ジオキソラン ニ イルメチ  
 ル」 ー H ー・二・四 トリアゾール及び (二RS・四SR)

ー 「二 (二・四 ジクロロフェニル) 四 プロピル ー  
 ・三 ジオキソラン ニ イルメチル」 ー H ー・二・四 ト  
 リアゾールの混合物 (別名プロピコナゾール)  
 百七十二 三 「一 (三・五 ジクロロフェニル) ー メチル  
 エチル」 三・四 ジヒドロ 六 メチル 五 フェニル 二 H  
 ー・三 オキサジン 四 オン (別名オキサジクロメホン)  
 百七十三 (RS) 三 (三・五 ジクロロフェニル) 五 メ  
 チル 五 ビニル ー・三 オキサゾリジン 二・四 ジオン (別  
 名ピンクロゾリン)  
 百七十四 三 (三・四 ジクロロフェニル) ー メトキシ ー  
 メチル尿素 (別名リニユロン)  
 百七十五 二・四 ジクロロフェノキシ酢酸 (別名一・四 D又は  
 二・四 PA)  
 百七十六 ー・一 ジクロロ ー フルオロエタン (別名HFC  
 一四一b)  
 百七十七 ジクロロフルオロメタン (別名HFC 一一一)  
 百七十八 ー・二 ジクロロプロパン  
 百七十九 ー・三 ジクロロプロペン (別名D D)  
 百八十 三・三 ジクロロベンジジン  
 百八十一 ジクロロベンゼン  
 百八十二 二 「四 (二・四 ジクロロベンゾイル) ー・三  
 ジメチル 五 ピラゾリルオキシ」 アセトフェノン (別名ピラゾ  
 キシフェン)  
 百八十三 四 (二・四 ジクロロベンゾイル) ー・三 ジメチ  
 ル 五 ピラゾリル ー 四 トルエンスルホナート (別名ピラゾレ  
 ー ト)  
 百八十四 二・六 ジクロロベンゾニトリル (別名ジクロロベニル又  
 はDBN)  
 百八十五 ジクロロペンタフルオロプロパン (別名HFC 一一二)

五)

- 百八十六 ジクロロメタン(別名塩化メチレン)  
百八十七 二・三 ジシアノ 一・四 ジチアアントラキノ(別名ジチアノン)  
百八十八 N・N ジシクロヘキシルアミン  
百八十九 N・N ジシクロヘキシル 二 ベンゾチアゾールスルフェンアミド  
百九十 ジシクロペンタジエン  
百九十一 一・三 ジチオラン 二 イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)  
百九十二 ジチオリン酸O エチル S・S ジフェニル(別名エディフェンホス又はEDDP)  
百九十三 ジチオリン酸O・O ジエチル S (二 エチルチオエチル)(別名エチルチオメトン又はジスルホトン)  
百九十四 ジチオリン酸O・O ジエチル S 「(六 クロロ二・三 ジヒドロ 二 オキソベンゾオキサゾリニル)メチル」(別名ホサロン)  
百九十五 ジチオリン酸O 二・四 ジクロロフェニル O エチル S プロピル(別名プロチオホス)  
百九十六 ジチオリン酸S (二・三 ジヒドロ 五 メトキシ二 オキソ 一・三・四 チアジアゾール 三 イル)メチル O・O ジメチル(別名メチダチオン又はDMTP)  
百九十七 ジチオリン酸O・O ジメチル S 一・二 ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラソン又はマラチオン)  
百九十八 ジチオリン酸O・O ジメチル S 「(N メチルカルバモイル)メチル」(別名ジメトエート)  
百九十九 ジナトリウム「二・二 ビニレンビス」五 (四 モルホリノ 六 アニリノ 一・三・五 トリアジン 二 イルアミノ)ベンゼンスルホナート」(別名Cエフルオレスセント二百六

十)

- 二百 ジニトロトルエン  
二百一 二・四 ジニトロフェノール  
二百二 ジビニルベンゼン  
二百三 ジフェニルアミン  
二百四 ジフェニルエーテル  
二百五 一・三 ジフェニルグアニジン  
二百六 N ジブチルアミノチオ N メチルカルバミン酸二・三 ジヒドロ 二・二 ジメチル 七 ベンゾ「b」フラニル(別名カルボスルファン)  
二百七 二・六 ジ ターシャリ ブチル 四 クレゾール  
二百八 二・四 ジ ターシャリ ブチルフェノール  
二百九 ジブromoクロロメタン  
二百十 二・二 ジブromo 二 シアノアセトアミド  
二百十一 ジブromoテトラフルオロエタン(別名ハロン 二四〇二)  
二百十二 (RS) O・S ジメチル「アセチルホスホルアミドチオアート(別名アセフェート)」  
二百十三 N・N ジメチルアセトアミド  
二百十四 二・四 ジメチルアニリン  
二百十五 二・六 ジメチルアニリン  
二百十六 N・N ジメチルアニリン  
二百十七 五 ジメチルアミノ 一・二・三 トリチアン(別名チオシクラム)  
二百十八 ジメチルアミン  
二百十九 ジメチルジスルフィド  
二百二十 ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩  
二百二十一 二・二 ジメチル 二・三 ジヒドロ 一 ベンゾフラン 七 イル「N 「N (二 エトキシカルボニルエチル)

N イソプロピルスルフェナモイル」 N メチルカルバマー  
 ト(別名ベンフラカルブ)  
 二百二十二 N・N ジメチルチオカルバミン酸S 四 フェノキ  
 シブチル(別名フェノチオカルブ)  
 二百二十三 N・N ジメチルドデシルアミン  
 二百二十四 N・N ジメチルドデシルアミン=N オキシド  
 二百二十五 ジメチル=二・二・二 トリクロロ 一 ヒドロキシ  
 エチルホスホナート(別名トリクロロルホン又はDEP)  
 二百二十六 一・一 ジメチルヒドラジン  
 二百二十七 一・一 ジメチル 四・四 ビピリジニウム=ジクロ  
 リド(別名パラコート又はパラコートジクロリド)  
 二百二十八 三・三 ジメチルビフェニル 四・四 ジイル=ジイ  
 ソシアネート  
 二百二十九 ジメチル=四・四 (オルト フェニレン)ビス(三  
 チオアロファナート)(別名チオファネートメチル)  
 二百三十 N (一・三 ジメチルブチル) N フェニル パラ  
 フェニレンジアミン  
 二百三十一 三・三 ジメチルベンジジン(別名オルト トリジン  
 )  
 二百三十二 N・N ジメチルホルムアミド  
 二百三十三 二 「(ジメトキシホスフィンチオイル)チオ」 二  
 フェニル酢酸エチル(別名フェントエート又はPAP)  
 二百三十四 臭素  
 二百三十五 臭素酸の水溶性塩  
 二百三十六 三・五 ジヨード 四 オクタノイルオキシベンゾニ  
 トリル(別名アイオキシニル)  
 二百三十七 水銀及びその化合物  
 二百三十八 水素化テルフェニル  
 二百三十九 有機スズ化合物

二百四十 スチレン  
 二百四十一 二 スルホヘキサデカン酸 一 メチルエステルナト  
 リウム塩  
 二百四十二 セレン及びその化合物  
 二百四十三 ダイオキシン類  
 二百四十四 二 チオキソ 三・五 ジメチルテトラヒドロ 二 H  
 一・三・五 チアジアジン(別名ダゾメット)  
 二百四十五 チオ尿素  
 二百四十六 チオフェノール  
 二百四十七 チオりん酸O・O (四 クロロフェニル) 四 ピ  
 ラゾリル O エチル S プロピル(別名ピラクロホス)  
 二百四十八 チオりん酸O・O ジエチル O (ニ イソプロピ  
 ル 六 メチル 四 ピリミジニル)(別名ダイアジノン)  
 二百四十九 チオりん酸O・O ジエチル O (三・五・六 ト  
 リクロロ 二 ピリジル)(別名クローリピロス)  
 二百五十 チオりん酸O・O ジエチル O (五 フェニル 三  
 イソオキサゾリル)(別名イソキサチオン)  
 二百五十一 チオりん酸O・O ジメチル O (三 メチル 四  
 ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)  
 二百五十二 チオりん酸O・O ジメチル O (三 メチル 四  
 メチルチオフェニル)(別名フェンチオン又はMPP)  
 二百五十三 チオりん酸O 四 プロモ ニ クロロフェニル O  
 エチル S プロピル(別名プロフェノホス)  
 二百五十四 チオりん酸S ベンジル O・O ジイソプロピル(  
 別名イプロペンホス又はIBP)  
 二百五十五 デカプロモジフェニルエーテル  
 二百五十六 デカン酸  
 二百五十七 デシルアルコール(別名デカノール)  
 二百五十八 一・三・五・七 テトラアザトリシクロ「三・三・一

- ・一「デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)
- 二百五十九 テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)
- 二百六十 テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)
- 二百六十一 四・五・六・七 テトラクロロイソベンゾフラン(三H) オン(別名フサライド)
- 二百六十二 テトラクロロエチレン
- 二百六十三 テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC 一一二)
- 二百六十四 二・三・五・六 テトラクロロ パラ ベンゾキノ
- 二百六十五 テトラヒドロメチル無水フタル酸
- 二百六十六 二・三・五・六 テトラフルオロ 四 メチルベンジ
- ル( Z ) 三 (ニクロロ 三・三・三 トリフルオロ
- プロペニル) 二・ニ ジメチルシクロプロパンカルボキシラ
- ート(別名テフルトリン)
- 二百六十七 三・七・九・一三 テトラメチル 五・一一 ジオキ
- サ 二・八・一四 トリチア 四・七・九・一二 テトラアザベ
- ンタデカ 三・一二 ジエン 六・一〇 ジオン(別名チオジカ
- ルブ)
- 二百六十八 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)
- 二百六十九 三・七・一一・一五 テトラメチルヘキサデカ
- エン 三 オール(別名イソフィトール)
- 二百七十 テレフタル酸
- 二百七十一 テレフタル酸ジメチル
- 二百七十二 銅水溶性塩(錯塩を除く。)
- 二百七十三 一 ドデカノール(別名ノルマル ドデシルアルコ
- ル)

- 二百七十四 ターシヤリ ドデカンチオール
- 二百七十五 ドデシル硫酸ナトリウム
- 二百七十六 三・六・九 トリアザウンデカン 一・一一 ジアミ
- ン(別名テトラエチレンペンタミン)
- 二百七十七 トリエチルアミン
- 二百七十八 トリエチレンテトラミン
- 二百七十九 一・一・一 トリクロロエタン
- 二百八十 一・一・二 トリクロロエタン
- 二百八十一 トリクロロエチレン
- 二百八十二 トリクロロ酢酸
- 二百八十三 二・四・六 トリクロロ 一・三・五 トリアジン
- 二百八十四 トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC 一一三)
- 二百八十五 トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)
- 二百八十六 (三・五・六 トリクロロ 二 ピリジル) オキシ酢
- 酸(別名トリクロピル)
- 二百八十七 二・四・六 トリクロロフェノール
- 二百八十八 トリクロロフルオロメタン(別名CFC 一一)
- 二百八十九 一・二・三 トリクロロプロパン
- 二百九十 トリクロロベンゼン
- 二百九十一 一・三・五 トリス(二・三 エポキシプロピル)
- 一・三・五 トリアジン 二・四・六 (一H・三H・五H) ト
- リオン
- 二百九十二 トリブチルアミン
- 二百九十三 アルファ・アルファ・アルファ トリフルオロ 二・
- 六 ジニトロ N・N ジプロピル パラ トルイジン(別名ト
- リフルラリン)
- 二百九十四 二・四・六 トリブロモフェノール
- 二百九十五 三・五・五 トリメチル 一 ヘキサノール

二百九十六 一・二・四 トリメチルベンゼン  
 二百九十七 一・三・五 トリメチルベンゼン  
 二百九十八 トリレンジイソシアネート  
 二百九十九 トルイジン  
 三百 トルエン  
 三百一 トルエンジアミン  
 三百二 ナフタレン  
 三百三 一・五 ナフタレンジイル $\parallel$ ジイソシアネート  
 三百四 鉛  
 三百五 鉛化合物  
 三百六 ニアクリル酸ヘキサメチレン  
 三百七 ニ塩酸化ジルコニウム  
 三百八 ニツケル  
 三百九 ニツケル化合物  
 三百十 ニトリロ三酢酸  
 三百十一 オルト ニトロアニソール  
 三百十二 オルト ニトロアニリン  
 三百十三 ニトログリセリン  
 三百十四 パラ ニトロクロロベンゼン  
 三百十五 オルト ニトロトルエン  
 三百十六 ニトロベンゼン  
 三百十七 ニトロメタン  
 三百十八 ニ硫化炭素  
 三百十九 一 ノナノール(別名ノルマル ノニルアルコール)  
 三百二十 ノニルフェノール  
 三百二十一 バナジウム化合物  
 三百二十二 五 「N・N ビス(ニ アセチルオキシエチル)ア  
 ミノ」ニ(ニ)プロモ 四・六 ジニトロフェニルアゾ)  
 四 メトキシアセトアニリド

三百二十三 二・四 ビス(エチルアミノ) 六 メチルチオ一  
 ・三・五 トリアジン(別名シメトリン)  
 三百二十四 一・三 ビス「(二・三 エポキシプロピル)オキシ  
 ン」ベンゼン  
 三百二十五 ビス(八 キノリノラト)銅(別名オキシ銅又は有  
 機銅)  
 三百二十六 三・六 ビス(ニクロロフェニル) 一・二・四・  
 五 テトラジン(別名クロフェンチジン)  
 三百二十七 一・二 ビス(ニクロロフェニル)ヒドラジン  
 三百二十八 ビス(N・N ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別  
 名ジラム)  
 三百二十九 ビス(N・N ジメチルジチオカルバミン酸)N・N  
 エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバ  
 メート)  
 三百三十 ビス(一 メチル 一 フェニルエチル) $\parallel$ ペルオキシ  
 ド  
 三百三十一 S・S ビス(一 メチルプロピル) $\parallel$ O エチル $\parallel$   
 ホスホロジチオアート(別名カズサホス)  
 三百三十二 砒素及びその無機化合物  
 三百三十三 ヒドラジン  
 三百三十四 四 ヒドロキシ安息香酸メチル  
 三百三十五 N (四 ヒドロキシフェニル)アセトアミド  
 三百三十六 ヒドロキノン  
 三百三十七 四 ビニル 一 シクロヘキセン  
 三百三十八 二 ビニルピリジン  
 三百三十九 N ビニル 二 ピロリドン  
 三百四十 ビフェニル  
 三百四十一 ペペラジン

三百四十二 ピリジン  
 三百四十三 ピロカテコール (別名カテコール)  
 三百四十四 フェニルオキシラン  
 三百四十五 フェニルヒドラジン  
 三百四十六 ニ フェニルフェノール  
 三百四十七 N フェニルマレイミド  
 三百四十八 フェニレンジアミン  
 三百四十九 フェノール  
 三百五十 三 フェノキシベンジル<sup>ニ</sup>三 (二・二 ジクロロピニ  
 ル) 二・二 ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名  
 ペルメトリン)  
 三百五十一 一・三 ブタジエン  
 三百五十二 フタル酸ジアリル  
 三百五十三 フタル酸ジエチル  
 三百五十四 フタル酸ジノルマル ブチル  
 三百五十五 フタル酸ビス(二 エチルヘキシル)  
 三百五十六 フタル酸ノルマル ブチル<sup>ニ</sup>ベンジル  
 三百五十七 ニ ターシャリ ブチルイミノ 三 イソプロピル  
 五 フェニルテトラヒドロ 四H 一・三・五 チアジアジン  
 四 オン (別名プロフェジン)  
 三百五十八 N ターシャリ ブチル N (四 エチルベンゾイ  
 ル) 三・五 ジメチルベンゾヒドラジド (別名テブフェノジド  
 )  
 三百五十九 ノルマル ブチル 二・三 エポキシプロピルエーテ  
 ル  
 三百六十 N 「一 (N ノルマル ブチルカルバモイル) 一  
 H 二 ベンゾイミダゾリル」カルバミン酸メチル (別名ベノミ  
 ル)  
 三百六十一 ブチル<sup>ニ</sup>(R) 二 「四 (四 シアノ 二 フル

オロフェノキシ) フェノキシ」プロピオナート (別名シハロホッ  
 プブチル)  
 三百六十二 一 ターシャリ ブチル 三 (二・六 ジイソプロ  
 ピル 四 フェノキシフェニル) チオ尿素 (別名ジアフェンチウ  
 ロン)  
 三百六十三 五 ターシャリ ブチル 三 (二・四 ジクロロ  
 五 イソプロポキシフェニル) 一・三・四 オキサジアゾール  
 (二(三H) オン (別名オキサジアゾン)  
 三百六十四 ターシャリ ブチル<sup>ニ</sup>四 「<sup>ニ</sup>「一・三 ジメチル  
 五 フェノキシ 四 ピラゾリル)メチリデン」アミノオキシ  
 「メチル」ベンゾアート (別名フェンピロキシメート)  
 三百六十五 ブチルヒドロキシアニソール (別名BHA)  
 三百六十六 ターシャリ ブチル<sup>ニ</sup>ヒドロペルオキシド  
 三百六十七 オルト セカンダリ ブチルフェノール  
 三百六十八 四 ターシャリ ブチルフェノール  
 三百六十九 二 (四 ターシャリ ブチルフェノキシ)シクロヘ  
 キシル<sup>ニ</sup>二 プロピニル<sup>ニ</sup>スルフィット (別名プロパルギット又  
 はBPPS)  
 三百七十 二 ターシャリ ブチル 五 (四 ターシャリ ブチ  
 ルベンジルチオ) 四 クロロ 三(二H) ピリダジノン (別  
 名ピリダベン)  
 三百七十一 N (四 ターシャリ ブチルベンジル) 四 クロ  
 ロ 三 エチル 一 メチルピラゾール 五 カルボキサミド (別  
 名テブフェンピラド)  
 三百七十二 N (ターシャリ ブチル) 二 ベンゾチアゾール  
 スルフェンアミド  
 三百七十三 二 ターシャリ ブチル 五 メチルフェノール  
 三百七十四 ふっ化水素及びその水溶性塩  
 三百七十五 二 ブテナール

三百七十六 N ブトキシメチル ニ クロロ ニ・六 ジエチル  
アセトアニリド (別名ブタクロール)  
三百七十七 フラン  
三百七十八 N・N プロピレンビス (ジチオカルバミン酸) と亜鉛の重合物 (別名プロピネブ)  
三百七十九 ニ プロピン 一 オール  
三百八十 ブロモクロロジフルオロメタン (別名ハロン 一・二・一)  
三百八十一 ブロモジクロロメタン  
三百八十二 ブロモトリフルオロメタン (別名ハロン 一・三・〇)  
三百八十三 五 ブロモ 三 セカンダリ ブチル 六 メチル  
一・二・三・四 テトラヒドロピリミジン ニ・四 ジオン (別名プロマシル)  
三百八十四 一 ブロモプロパン  
三百八十五 ニ ブロモプロパン  
三百八十六 ブロモメタン (別名臭化メチル)  
三百八十七 ヘキサキス (ニ メチル ニ フェニルプロピル) ジスタノキサン (別名酸化フェンブタズズ)  
三百八十八 六・七・八・九・一〇・一〇 ヘキサクロロ 一・五  
・五 a・六・九・九 a ヘキサヒドロ 六・九 メタノ ニ・四  
・三 ベンゾジオキサチエピン 三 オキシド (別名エンドスルファン又はベンゾエピン)  
三百八十九 ヘキサデシルトリメチルアンモニウムニウムニクロリド  
三百九十 ヘキサメチレンジアミン  
三百九十一 ヘキサメチレンジイソシアネート  
三百九十二 ノルマル ヘキサン  
三百九十三 ベタナフトール  
三百九十四 ベリリウム及びその化合物  
三百九十五 ペルオキシ二硫酸の水溶性塩

三百九十六 ペルフルオロ (オクタン 一 スルホン酸) (別名 P FOS)  
三百九十七 ベンジリジンニトリクロリド  
三百九十八 ベンジルニクロリド (別名塩化ベンジル)  
三百九十九 ベンズアルデヒド  
四百 ベンゼン  
四百一 一・二・四 ベンゼントリカルボン酸 一・二 無水物  
四百二 ニ (ニ ベンゾチアゾリルオキシ) N メチルアセトアニリド (別名メフェナセツト)  
四百三 ベンゾフェノン  
四百四 ペンタククロロフェノール  
四百五 ほう素化合物  
四百六 ポリ塩化ビフェニル (別名 PCB)  
四百七 ポリ (オキシエチレン) ニアルキルエーテル (アルキル基の炭素数が十二から十五までのもの及びその混合物に限る。)  
四百八 ポリ (オキシエチレン) ニオクチルフェニルエーテル  
四百九 ポリ (オキシエチレン) ニドデシルエーテル硫酸エステル  
ナトリウム  
四百十 ポリ (オキシエチレン) ニニルフェニルエーテル  
四百十一 ホルムアルデヒド  
四百十二 マンガン及びその化合物  
四百十三 無水フタル酸  
四百十四 無水マレイン酸  
四百十五 メタクリル酸  
四百十六 メタクリル酸ニ エチルヘキシル  
四百十七 メタクリル酸ニ・三 エポキシプロピル  
四百十八 メタクリル酸ニ (ジメチルアミノ) エチル  
四百十九 メタクリル酸ノルマル ブチル  
四百二十 メタクリル酸メチル

四百二十一 四 メチリデンオキセタン 二 オン  
 四百二十二 (Z) 二 メチルアセトフェノン $\equiv$ 四・六 ジメチ  
 ル 二 ピリミジニルヒドラゾン (別名フェリムゾン)  
 四百二十三 メチルアミン  
 四百二十四 メチル $\equiv$ イソチオシアネート  
 四百二十五 N メチルカルバミン酸 二 イソプロピルフェニル (別名イソプロカルブ又はMIPC)  
 四百二十六 N メチルカルバミン酸 二・三 ジヒドロ 二・二  
 ジメチル 七 ベンゾ「b」フラニル (別名カルボフラン)  
 四百二十七 N メチルカルバミン酸 一 ナフチル (別名カルバリ  
 ル又はNAC)  
 四百二十八 N メチルカルバミン酸 二 セカンダリ ブチルフェ  
 ニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)  
 四百二十九 メチル $\equiv$ 三 クロロ 五 (四・六 ジメトキシ 二  
 ピリミジニルカルバモイルスルファミル) 一 メチルピラ  
 ソール 四 カルボキシラート (別名ハロスルフロンメチル)  
 四百三十 メチル $\equiv$ (S) 七 クロロ 二・三・四 a・五 テト  
 ラヒドロ 二 「メトキシカルボニル (四 トリフルオロメトキ  
 シフェニル)カルバモイル」インデノ「一・二 e」「一・三・  
 四」オキサジアジン 四 a カルボキシラート (別名インドキサ  
 カルブ)  
 四百三十一 メチル $\equiv$ (E) 二 「二」「六 (二 シアノフェ  
 ノキシ)ピリミジン 四 イルオキシ」フェニル 三 メトキ  
 シアクリラート (別名アゾキシストロビン)  
 四百三十二 三 メチル 一・五 ジ (二・四 キシリル) 一・  
 三・五 トリアザペンタ 一・四 ジエン (別名アミトラス)  
 四百三十三 N メチルジチオカルバミン酸 (別名カーバム)  
 四百三十四 メチル N・N ジメチル N 「(メチルカルバモ  
 イル)オキシ」 一 チオオキサムイミデート (別名オキサミル

)  
 四百三十五 メチル $\equiv$ 二 (四・六 ジメトキシ 二 ピリミジニ  
 ルオキシ) 六 「一 (メトキシイミノ)エチル」ベンゾア  
 ト (別名ピリミノバックメチル)  
 四百三十六 アルファ メチルスチレン  
 四百三十七 三 メチルチオプロパナール  
 四百三十八 メチルナフタレン  
 四百三十九 三 メチルピリジン  
 四百四十 一 メチル 一 フェニルエチル $\equiv$ ヒドロペルオキシド  
 四百四十一 二 (一) メチルプロピル 四・六 ジニトロフェ  
 ノール  
 四百四十二 二 メチル N 「三 (一) メチルエトキシ」フェ  
 ニル「ベンズアミド (別名メプロニル)  
 四百四十三 S メチル N (メチルカルバモイルオキシ)チオ  
 アセトイミダート (別名メソミル)  
 四百四十四 メチル $\equiv$ (E) メトキシイミノ 「二」「三」(E)  
 一 「三 (トリフルオロメチル)フェニル」エチリデン  
 「アミノ」オキシ「メチル」フェニル」アセタート (別名トリフ  
 ロキシストロビン)  
 四百四十五 メチル $\equiv$ (E) メトキシイミノ「二 (オルト ト  
 リルオキシメチル)フェニル」アセタート (別名クレソキシムメ  
 チル)  
 四百四十六 四・四 メチレンジアニリン  
 四百四十七 メチレンビス(四・一 シクロヘキシレン) $\equiv$ ジイソ  
 シアネート  
 四百四十八 メチレンビス(四・一 フェニレン) $\equiv$ ジイソシアネ  
 ート  
 四百四十九 三 メトキシカルボニルアミノフェニル $\equiv$ 三 メチル  
 カルバニラート (別名フェンメディアム)

四百五十 N (六 メトキシ ニ ピリジル) N メチルチオ  
カルバミン酸 O 三 ターシャリ プチルフェニル (別名ピリブ  
チカルブ)

四百五十一 ニ メトキシ 五 メチルアニリン

四百五十二 ニ メルカプトベンゾチアゾール

四百五十三 モリブデン及びその化合物

四百五十四 ニ (メルホリノジチオ) ベンゾチアゾール

四百五十五 モルホリン

四百五十六 りん化アルミニウム

四百五十七 りん酸ジメチルニニニ ジクロロビニル (別名ジク  
ロルボス又はDDVP)

四百五十八 りん酸トリス (ニ エチルヘキシル)

四百五十九 りん酸トリス (ニ クロロエチル)

四百六十 りん酸トリトリル

四百六十一 りん酸トリフェニル

四百六十二 りん酸トリ ノルマル ブチル

### 別表第二(第二条関係)

一 アセトアミド

二 パラ アニシジン

三 五 アミノ 一 (ニ・六 ジクロロ 四 トリフルオロメチ  
ルフェニル) 四 エチルスルフィニル 一 H ピラゾール 三

カルボニトリル (別名エチプロール)

四 三 アミノ 一 H 一・二・四 トリアゾール (別名アミトロ  
ール)

五 三 アミノ 四 メトキシアセトアニリド

六 四 アリル 一・二 ジメトキシベンゼン

七 アルキル硫酸エステルナトリウム (アルキル基の炭素数が十六  
から十八までのもの及びその混合物に限る。)

八 ウレタン

九 N エチルアニリン

十二 エチルアミノ 四 イソプロピルアミノ 六 メチルチオ  
一・三・五 トリアジン (別名アメトリン)

十一 エチルニニニ フェニルカルバモイルオキシカルバニラート (別  
名デスメディファム)

十二 N 「三 (一) エチル 一 メチルプロピル」 一・二  
オキサゾール 五 イル」 二・六 ジメトキシベンズアミド (別  
名イソキサベン)

十三 五 エトキシ 三 トリクロロメチル 一・二・四 チアジ  
アゾール (別名エクロメゾール)

十四 一・二 エポキシ 三 (トリルオキシ) プロパン

十五 四・四 オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド

十六 クロロアセトアルデヒド

十七 (RS) 一 「三 クロロ 四 (一・一・二 トリフル  
オロ ニ トリフルオロメトキシエトキシ) フェニル」 三 (二・六  
ジフルオロベンゾイル) ウレア (別名ノバルロン)

十八 (一 S トランス) 七 クロロ 二・四・六 トリメトキ  
シ 六 メチルスピロ「ベンゾフラン 二(三H)・一 シクロ  
ヘキサ ニ エン」 三・四 ジオン (別名グリセオフルビン)

十九 一 クロロナフタレン

二十 酢酸ベンジル

二十一 サフロール

二十二 (S) アルファ シアノ 三 フェノキシベンジル (別  
名エスフェンバレート)

二十三 アルファ シアノ 四 フルオロ 三 フェノキシベンジ  
ルニニニ (ニ・ニ ジクロロビニル) 二・二 ジメチルシクロ  
プロパンカルボキシラート (別名シフルトリン)

二十四 トランス 一・二 ジクロロエチレン  
 二十五 ジクロロ酢酸  
 二十六 一 (三・五 ジクロロ 二・四 ジフルオロフェニル)  
 三 (二・六 ジフルオロベンゾイル) 尿素 (別名テフルベン  
 ズロン)  
 二十七 一・三 ジクロロ 五・五 ジメチルイミダゾリジン 二  
 ・四 ジオン  
 二十八 二 「四 (二・四 ジクロロ メタ トルオイル) 一  
 ・三 ジメチル 五 ピラゾリルオキシ」 四 メチルアセトフ  
 エノン (別名ベンゾフェナップ)  
 二十九 二・四 ジクロロ 一 ニトロベンゼン  
 三十 二・二 ジクロロ N 「二 ヒドロキシ 一 (ヒドロキ  
 シメチル) 二 (四 ニトロフェニル) エチル」 アセトアミド  
 (別名クロラムフェニコール)  
 三十一 N (二・三 ジクロロ 四 ヒドロキシフェニル) 一  
 メチルシクロヘキサカルボキサミド (別名フェンヘキサミド  
 )  
 三十二 二・四 ジクロロ アルファ (五 ピリミジニル) ベン  
 ズヒドリル「アルコール (別名フェナリモル)  
 三十三 二 (二・四 ジクロロフェニル) 一 (一H 一・二  
 ・四 トリアゾール 一 イル) 二 ヘキサノール (別名ヘキ  
 サコナゾール)  
 三十四 二・四 ジクロロフェノール  
 三十五 (RS) 二 (二・四 ジクロロフェノキシ) プロピオ  
 ン酸 (別名ジクロロプロップ)  
 三十六 一・三 ジクロロ 二 プロパノール  
 三十七 (RS) 一 「二・五 ジクロロ 四 (一・一・二・  
 三・三・三 ヘキサフルオロプロポキシ) フェニル」 三 (二  
 ・六 ジフルオロベンゾイル) ウレア (別名ルフェヌロン)

三十八 三・三 ジクロロベンジジン二塩酸塩  
 三十九 ジナトリウム「四 アミノ 三 「四 (二・四 ジアミ  
 ノフェニルアゾ) 一・一 ビフェニル 四 イルアゾ」 五  
 ヒドロキシ 六 フェニルアゾ 二・七 ナフタレンジスルホナ  
 ート (別名Cエダイレクトブラック三十八)  
 四十 ジナトリウム「八 「三・三 ジメチル 四 「四 「(パ  
 ラ トリル) スルホニルオキシ」 フェニルアゾ」 一・一 ビフ  
 エニル 四 イルアゾ」 七 ヒドロキシ 一・三 ナフタレン  
 ジスルホナート (別名Cエアシッドレッド百十四)  
 四十一 二・四 ジニトロアニリン  
 四十二 ジニトロナフタレン  
 四十三 メタ ジニトロベンゼン  
 四十四 二・三 ジヒドロ 六 プロピル 二 チオキソ 四 (一  
 H) ピリミジノン (別名プロピルチオウラシル)  
 四十五 一・二 ジプロモエタン (別名EDB又は二臭化エチレン  
 )  
 四十六 一・四 ジプロモブタン  
 四十七 二・三 ジプロモ 一 プロパノール  
 四十八 一・三 ジプロモプロパン  
 四十九 ジベンジルエーテル  
 五十 二・三 ジメチルアニリン  
 五十一 「四 「四 (ジメチルアミノ) フェニル」 (フェニル  
 ) メチリデン」 シクロヘキサ 二・五 ジエン 一 イリデン」  
 (ジメチル) アンモニウム「クロリド (別名マラカイトグリーン  
 塩酸塩)  
 五十二 ジメチルカルバモイル「クロリド  
 五十三 O・O ジメチル O (三 メチル 四 メチルスルフ  
 イニルフェニル) チオホスフェイト (別名メスルフェンホス)  
 五十四 臭素化ビフェニル (臭素数が二から五までのもの及びその

混合物に限る。)

- 五十五 二 (一・三 チアゾール 四 イル) 一 H ベンゾイ  
ミダゾール  
五十六 チオアセトアミド  
五十七 二 (チオシアナートメチルチオ) 一・三 ベンゾチア  
ゾール(別名TCMTB)  
五十八 チオりん酸O・O ジエチル O (六 オキソ 一 フ  
エニル 一・六 ジヒドロ 三 ピリダジニル) (別名ピリダフ  
エンチオン)  
五十九 チオりん酸O 三・五・六 トリクロロ 二 ピリジル  
O・O ジメチル(別名クロルピリホスメチル)  
六十 一・一・二・二 テトラクロロエタン  
六十一 テトラナトリウム<sup>II</sup> 三・三 「(三・三 ジメトキシ 四  
・四 ビフェニレン)ビス(アゾ)」ビス(五 アミノ 四  
ヒドロキシ 二・七 ナフタレンジスルホナート) (別名Cエダ  
イレクトブルー十五)  
六十二 テトラプロモメタン  
六十三 オルト テルフェニル  
六十四 一・一・一 トリクロロ 二・二 ビス(四 メトキシフ  
エニル)エタン(別名メトキシクロル)  
六十五 トリス(N・N ジメチルジチオカルバメート)鉄(別名  
フアーバム)  
六十六 トリプロモメタン(別名プロモホルム)  
六十七 ナトリウム<sup>III</sup> 「「N 「四 「「四 (ジメチルアミ  
ノ)フェニル」「四 「N エチル N 「(三 スルホナトフ  
エニル)メチル」アミノ」フェニル」メチレン」二・五 シク  
ロヘキサジエン 一 イリデン」 N エチルアンモニオ」メチ  
ル」ベンゼンスルホナート(別名Cエアシッドバイオレット四十  
九)

- 六十八 ナトリウム<sup>II</sup> 一・一 ビフェニル 二 オラート  
六十九 メタ ニトロアニリン  
七十 N ニトロソジフェニルアミン  
七十一 メタ ニトロトルエン  
七十二 パラ ニトロフェニル  
七十三 パリゴルスカイト(別名アタパルジャイト)  
七十四 三・三 ビス(四 ヒドロキシフェニル) 一・三 ジヒ  
ドロイソベンゾフラン 一 オン(別名フェニールフタレイン)  
七十五 四・四 ビピリジル  
七十六 一 (四 ビフェニルオキシ) 三・三 ジメチル 一  
(一H 一・二・四 トリアゾール 一 イル) 二 ブタノ  
ール(別名ビテルタノール)  
七十七 パラ フェネチジン  
七十八 フタル酸ジシクロヘキシル  
七十九 一・三 プロパンスルトン  
八十 N プロピル N 「二 (二・四・六 トリクロロフェ  
キシ)エチル」イミダゾール 一 カルボキサミド(別名プロク  
ロラズ)  
八十一 三 プロモ 一 プロペン(別名臭化アリル)  
八十二 ヘキサクロロエタン  
八十三 ヘキサクロロシクロペンタジエン  
八十四 一・四・五・六・七・七 ヘキサクロロビスクロ「二・二  
・一」 五 ヘプテン 二・三 ジカルボン酸(別名クロレンド  
酸)  
八十五 ヘキサデシルトリメチルアンモニウム<sup>III</sup>プロミド  
八十六 五 ベンジル 三 フリルメチル<sup>II</sup>(一RS) シスト  
ランス 二・二 ジメチル 三 (二 メチルプロパ 一 エニ  
ル)シクロプロパンカルボキシラート(別名レスメトリン)  
八十七 パラ ベンゾキノ

- 八十八 ペンタクロロニトロベンゼン（別名キントゼン又はPCN  
B）
- 八十九 ペンタデカフルオロオクタノ酸アンモニウム
- 九十 N メチルアニリン
- 九十一 六 メチル 一・三 ジチオロ「四・五 b」キノキサリ  
ンニオン
- 九十二 二 メチル 五 ニトロアニリン
- 九十三 メチルヒドラジン
- 九十四 二 メチル 一・一 ビフェニル 三 イルメチル（Z  
） 三 （ニクロロ 三・三・三 トリフルオロ 一 プロペ  
ニル） 二・二 ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別  
名ビフェントリン）
- 九十五 メチルニベンゾイミダゾール ニ イルカルバマート（別  
名カルベンタジム）
- 九十六 四・四 メチレンビス（N・N ジメチルアニリン）
- 九十七 四・四 メチレンビス（ニ メチルシクロヘキサナミン）
- 九十八 硫酸ヒドラジン
- 九十九 りん酸（ニ エチルヘキシル）ジフェニル
- 百 りん酸ジ ノルマル ブチルニフェニル
-

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則

平成一三・三・三〇  
閣・財・文科・厚労・農  
水・経産・国交・環令一

改正 平成一四・一・一一閣・財・文科・厚労・農水・経産・国交・環令一

平成一五・一・三二閣・財・文科・厚労・農水・経産・国交・環令一

平成一六・三・二六閣・財・文科・厚労・農水・経産・国交・環令一

平成一七・三・二三閣・財・文科・厚労・農水・経産・国交・環令一

平成二二・四・一 財・文科・厚労・農水・経産・国交・環・防衛令一

(用語)

第一条 この命令において使用する用語は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(第一種指定化学物質の排出量の算出の方法)

第二条 法第五条第一項の第一種指定化学物質の排出量の算出の方法は、次に掲げる方法とする。この場合において、第一種指定化学物質の排出量は、特定第一種指定化学物質（ダイオキシン類を除く。）にあつては特定第一種指定化学物質量、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第三条に規定する方法により換算した量、特定第一種指定化学物質以外の第一種指定化学物質にあつては第一種指定化学物

質量によつて算出するものとする。

- 一 第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法
- 二 当該事業所における排出物（環境に排出される物質をいう。以下この条において同じ。）に含まれる第一種指定化学物質の量又は濃度の測定の結果に基づき算出する方法
- 三 製造量、使用量その他の第一種指定化学物質等の取扱量に関する数値と当該第一種指定化学物質の排出量との関係を的確に示すと認められる数式を用いて算出する方法
- 四 蒸気圧、溶解度その他の第一種指定化学物質の物理的・化学的性状に関する数値を用いた計算により当該事業所における排出物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度を的確に推計できると認められる場合において、当該計算により推計される排出物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度に基づき算出する方法
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該事業所において環境に排出される第一種指定化学物質の量を的確に算出できると認められる方法

(第一種指定化学物質の移動量の算出の方法)

第三条 法第五条第一項の第一種指定化学物質の移動量の算出の方法は、次に掲げる方法とする。この場合において、第一種指定化学物質の移動量は、特定第一種指定化学物質（ダイオキシン類を除く。）にあつては特定第一種指定化学物質量、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類対策特別措置法施行規則第三条に規定する方法により換算した量、特定第一種指定化学物質以外の第一種指定化学物質にあつては第一種指定化学物質量によつて算出するものとする。

一 第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法

二 当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる第一種指定化学物質の量又は濃度の測定の結果に基づき算出する方法

三 製造量、使用量その他の第一種指定化学物質等の取扱量に関する数値と当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる第一種指定化学物質の量との関係を的確に示すと認められる数式を用いて算出する方法

四 溶解度その他の第一種指定化学物質の物理的・化学的性状に関する数値を用いた計算により当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度を的確に推計できると認められる場合において、当該計算により推計される廃棄物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度に基づき算出する方法

五 前各号に掲げるもののほか、事業活動に係る廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量を的確に算出できると認められる方法

#### (排出量及び移動量の把握)

第四条 法第五条第一項の規定による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の把握は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 事業所ごとに、次に定める事項を把握すること。

イ 当該事業所においてその年度に業として取り扱う第一種指定化学物質（当該年度に業として取り扱う製品（法第二条第五項第一号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。）に含有されるものを含み、特定第一種指定化学物質を除く。）であつて、その第一種指定化学物質量が一トン以上であるもの（へにおいて「把握対象第一種指定化学物質」という。）の排出量及び移動量

ロ 当該事業所においてその年度に業として取り扱う特定第一種指定化学物質（当該年度に業として取り扱う製品に含有される

ものを含む。）であつて、その特定第一種指定化学物質量が〇・五トン以上であるもの（へにおいて「把握対象特定第一種指定化学物質」という。）の排出量及び移動量

ハ 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設が設置されている事業所（令第三条第一号又は第二号に掲げる業種に属する事業を営む者が有するものに限る。）にあつては、鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）第十九条第二号及び第二十条第二号の基準の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

ニ 下水道終末処理施設が設置されている事業所にあつては、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十一条第一項（同法第二十五条の十において準用する場合を含む。）の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

ホ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設（へにおいて単に「処理施設」という。）が設置されている事業所（令第三条第二十号又は第二十一号に掲げる業種に属する事業を営む者が有するものに限る。）にあつては、次に掲げる事項

(1) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府令、厚生省令第一号）第一条第二項第十四号ハ（同令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

(2) ダイオキシン類の当該施設（ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省

令（平成十二年総理府令、厚生省令第二号）第一条第三号ロの規定により水質検査を行うこととされているものに限る。）からの排出量

(3) 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十四条第一項の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

へ 処理施設が設置されている事業所（当該事業所を有する事業者が有する他の事業所（把握対象第一種指定化学物質に該当する第一種指定化学物質があるもの又は把握対象特定第一種指定化学物質に該当する特定第一種指定化学物質があるものに限る。以下へにおいて「特定その他事業所」という。）において生ずる廃棄物を処分する処理施設が設置されているものに限る。）にあつては、次に掲げる事項

(1) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第一条第二項第十四号ハ（同令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質（当該事業所において特定その他事業所において生ずる廃棄物を処分している場合における当該特定その他事業所において把握対象第一種指定化学物質又は把握対象特定第一種指定化学物質に該当するものに限る。(2)において特定把握対象第一種指定化学物質という。）の当該施設からの排出量

(2) 水質汚濁防止法第十四条第一項の規定に基づく測定の対象となる特定把握対象第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

ト ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定施設（チにおいて単に「特定施設」という。）が設置されている事業所にあつては、ダイオキシ

ン類の当該施設からの排出量及び移動量

チ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第一条各号列記以外の部分に規定する最終処分場（以下チにおいて単に「最終処分場」という。）が設置されている事業所（当該事業所を有する事業者が有する事業所に設置されている特定施設において生ずる廃棄物を処分する最終処分場が設置されているものに限る。）にあつては、ダイオキシン類の当該最終処分場からの排出量

二 排出量については、次に掲げる区分ごとの排出量を把握すること。

イ 大気への排出

ロ 公共用水域への排出

ハ 当該事業所における土壌への排出（二に掲げるものを除く。）

ニ 当該事業所における埋立処分

三 移動量については、次に掲げる区分ごとの移動量を把握すること。

イ 下水道への移動

ロ 当該事業所の外への移動（イに掲げるものを除く。）

（届出の方法等）

第五条 法第五条第二項の規定による届出は、毎年度六月三十日まで、様式第一による届出書を提出して行わなければならない。

2 二以上の業種に属する事業を行う事業所に係る法第五条第二項の規定による届出は、当該事業所における主たる事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

（届出事項）

第六条 法第五条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 事業所において常時使用される従業員の数
- 四 事業所において行われる事業が属する業種
- 五 法第五条第一項の規定により排出量及び移動量を把握した第一種指定化学物質の名称並びに当該第一種指定化学物質に係る第四号第二号及び第三号に定める区分ごとの排出量及び移動量

(対応化学物質分類名)

第七条 法第六条第一項の対応化学物質分類名は別表の上欄に、各分類に属する第一種指定化学物質は同表の下欄に、それぞれ定めるとおりとする。

(対応化学物質分類名への変更等の請求の方法)

第八条 法第六条第一項の請求は、毎年度六月三十日までに、様式第一の届出書と併せて、様式第二による請求書及び当該請求書別紙に定める事項についての事実を証する書類を提出して行わなければならない。

2 法第六条第八項の請求は、毎年度六月三十日までに、様式第三による請求書及び当該請求書別紙に定める事項についての事実を証する書類を提出して行わなければならない。

3 二以上の業種に属する事業を行う事業所に係る法第六条第一項及び第八項の請求は、それぞれ当該事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

(都道府県知事が説明を求める方法)

第九条 都道府県知事は、法第七条第五項の規定により説明を求めようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を主務大臣に提出して行わなければならない。

- 一 説明を求める事項に係る事業者名、事業所名及び対応化学物質

分類名

- 二 主務大臣に対して求める説明の内容
- 三 説明を求める理由

(手数料を現金により納付できる場合)

第十条 令第八条第二項に規定する主務省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 主務大臣が、その事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を官報で公示した当該事務所において現金で納付する場合(次号に掲げる場合を除く。)
- 二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号。次条において「情報通信技術利用法」という。)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合において、当該開示請求により得られた納付情報により手数料を納付する場合

(電子情報処理組織を使用した届出の方法)

第十一条 法第五条第二項の規定による届出であつて、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して届出をしようとする者は、第五条第一項の規定にかかわらず、主務大臣が指定する電子計算機(第十三条第一項第一号において「指定電子計算機」という。)に備えられたファイルから入手可能な排出量等届出様式に記録すべき事項を主務大臣が定める技術的基準に適合する電子計算機(届出をしようとする者の使用に係るものに限る。)から入力しなければならない。

(事前の届出等)

第十二条 前条の電子情報処理組織を使用して法第五条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第四による届出書を都道府県知事にあらかじめ提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした者に識別番号及び暗証番号を通知するものとする。

3 第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、速やかに様式第五による届出書にその旨を記入し、都道府県知事に届け出なければならぬ。

4 都道府県知事は、第一項の届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

(磁気ディスクによる届出等の方法)

第十三条 令第九条の規定により磁気ディスクにより届出等をする者とする者は、第五条第一項並びに第八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を記録した磁気ディスク及び様式第六による磁気ディスク提出票を提出することにより行わなければならない。

一 法第五条第二項の規定による届出をする者 指定電子計算機に備えられたファイルから入手可能な排出量等届出様式に記録すべき事項

二 法第六条第一項の請求をしようとする者 主務大臣の使用に係る電子計算機(次号において「使用電子計算機」という。)に備えられたファイルから入手可能な対応化学物質分類名変更請求様式に記録すべき事項

三 法第六条第八項の請求をしようとする者 使用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な対応化学物質分類名維持請求様式に記録すべき事項

2 前項の場合において、同項第二号又は第三号に掲げる者は、同項第二号又は第三号により記録した事項についての事実を証する情報を同項の磁気ディスクに記録し、又は当該事実を証する書類を主務

大臣に提出しなければならない。

(磁気ディスクにはり付ける書面)

第十四条 前条の磁気ディスク(フレキシブルディスクカートリッジに限る。)には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 提出者の氏名又は名称
- 二 事業所の名称
- 三 提出年月日

附 則

1 この命令は、法附則第一条第三号中法第五条第一項の規定の施行の日から施行する。ただし、第五条及び第六条の規定は、同号中法第五条第二項の規定の施行の日から施行する。

2 この命令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間においては、第四条第一号イ中「一トン」とあるのは、「五トン」とする。

附 則 (平成一四・一・二閣・財・文科・厚労・農水・経産・国交・環令一)

この命令は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定(第五条第一項の規定を除く。)の施行の日(平成十四年一月十二日)から施行する。

附 則 (平成一五・一・三閣・財・文科・厚労・農水・経産・国交・環令一)

この命令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日(平成十五年二月三日)から施行する。

附 則 (平成一六・三・二六閣・財・文科・厚労・農水・経産・国交・環令一)

この命令は、平成十六年三月二十九日から施行する。



<p>第四分類（カルボン酸系又はその誘導体の構造を有する鎖状炭化水素化合物）</p>	<p>五号、第二百九十二号、第二百九十五号、第三百十七号、第三百十九号、第三百五十九号、第三百六十六号、第三百七十五号、第三百七十九号、第三百八十九号、第三百九十号、第四百七号、第四百十一号、第四百二十三号及び第四百三十七号に掲げる第一種指定化学物質</p>
<p>第五分類（その他の鎖状炭化水素化合物）</p>	<p>令別表第一第二号から第九号まで、第十三号、第十四号、第十六号、第五十一号、第六十号、第九十八号、第九十九号、第二百二十二号、第三百三十三号から第三百三十五号まで、第四百十一号、第二百十号、第二百十三号、第二百三十二号、第二百五十六号、第二百六十七号、第二百八十二号、第三百六号、第三百十号、第四百十四号から第四百二十号まで、第四百三十四号及び第四百四十三号に掲げる第一種指定化学物質</p>
<p>第六分類（単環炭化水素化合物及びハロゲン化単環炭化水素化合物）</p>	<p>ら第四百五十九号まで及び第四百六十二号に掲げる第一種指定化学物質</p>

<p>第七分類（アミン系、ニトロ系又はアゾ系の構造を有する単環炭化水素化合物）</p>	<p>令別表第一第十八号、第四十九号、第八十九号、第九十三号、第一百号から第一百二号まで、第一百一十号、第一百十二号、第一百五十六号、第一百六十六号、第一百六十七号、第一百六十九号、第一百七十四号、第二百零号、第二百零三号、第二百五号、第二百四号から第二百十六号まで、第二百三十四号、第二百九十三号、第二百九十九号、第三百一号、第三百十二号、第三百十四号から第三百十六号まで、第三百二十七号、第三百四十五号、第三百四十八号及び第四百三十二号に掲げる第一種指定化学物質</p>
<p>第八分類（アルコール、エーテル、アルデヒド又はケトンの構造を有する単環炭化水素化合物）</p>	<p>令別表第一第十七号、第二十三号、第二十四号、第六十四号、第六十九号、第七十四号、第七十八号、第七十九号、第八十六号、第一百二十号、第二百一十一号、第二百二十九号、第三百十号、第三百三十六号、第四百十二号、第四百十三号、第七</p>

	<p>十五号、第二百一号、第二百四号、第二百七号、第二百八号、第二百四十六号、第二百五十五号、第二百六十四号、第二百八十七号、第二百九十四号、第三百一十一号、第三百二十号、第三百二十二号、第三百二十四号、第三百三十号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百四十三号、第三百四十四号、第三百四十九号、第三百六十五号、第三百六十七号、第三百六十八号、第三百七十三号、第三百九十九号、第四百四号、第四百八号、第四百十号、第四百四十号、第四百四十一号及び第四百五十一号に掲げる第一種指定化学物質</p>
<p>第九分類（カルボン酸系、硫黄酸系、窒素酸系、炭酸系若しくはシアン酸系又はこれらの誘導体の構造を有する単環炭化水素化合物及び脂環式単環炭化水素化合物）</p>	<p>令別表第一第三十号、第三十四号、第四十一号、第五十二号、第八号、第一百二十四号、第一百三十八号から第四百十号まで、第四百十七号、第五百十四号、第六十二号、第八十四号、第八十八号、第二百二十二号、第二百三十六号、第二百六十号、第二百六十五号、第二百七十六号、第二百七十七号、第二百七十一号、第三百三十七号、第三百五十五号、第三百五十二号から第三百五十六号まで、第三百五十八号、第三百六十一号、第三百六十九号、第三百七十六号、第四百一号、第四百十三号、第四百二十五号、第四百二十八号、第四百四十二号、第四百四十四</p>

<p>第十分類（その他の単環炭化水素化合物）</p>	<p>号、第四百四十五号及び第四百四十九号に掲げる第一種指定化学物質</p>
<p>第十一分類（多環炭化水素化合物）</p>	<p>令別表第一第三十九号、第四十七号、第四十八号、第九十二号、第九十五号、第二百二十九号、第二百三十三号、第二百四十七号、第二百五十一号から第二百五十四号まで、第三百六十二号、第四百六十号及び第四百六十一号に掲げる第一種指定化学物質</p>
<p>第十二分類（三原子環から五原子環までの複素環化合物）</p>	<p>令別表第一第二十二号、第四十二号、第五十四号、第五十五号、第九十二号、第九十六号、第一百五号から第十九号まで、第四十八号、第五十一号、第五十三号、第五十五号、第六十八号、第七十号、第七十一号、第七十三号、第八十二号、第八十三号、第八十九号、第九十一号、第九十四号、第九十六号、第二百六号、第二百</p>

	<p>第十三分類（その他の複素環化合物）</p>
<p>第一種指定化学物質</p>	<p>二十一号、第二百五十号、第二百六十一号、第三百三十九号、第三百四十七号、第三百六十号、第三百六十三号、第三百六十四号、第三百七十一号、第三百七十二号、第三百七十七号、第四百二号、第四百二十一号、第四百二十六号及び第四百五十二号に掲げる第一種指定化学物質</p> <p>令別表第一第二十一号、第二十五号、第二十七号、第四十六号、第五十号、第六十三号、第七十号、第七十六号、第八十一号、第九十号、第九十一号、第九十五号、第一百十三号、第一百四十六号、第一百五号、第一百七十二号、第百八十七号、第百九十九号、第二百十七号、第二百二十七号、第二百四十三号、第二百四十四号、第二百四十八号、第二百四十九号、第二百五十八号、第二百八十三号、第二百八十六号、第二百九十一号、第三百二十三号、第三百二十五号、第三百二十六号、第三百三十八号、第三百四十一号、第三百四十二号、第三百五十七号、第三百七十号、第三百八十三号、第三百八十八号、第四百二十二号、第四百二十九号から第四百三十一号まで、第四百三十五号、第四百三十九号、第四百五十号、第四百五十四号及び第四百五十五号に掲げる第一種指定化学物質</p>

様式第1（第5条関係）

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年 月 日

主務大臣（都道府県知事）殿

届出者 <sup>(ふりがな)</sup> 住所 〒  
<sup>(ふりがな)</sup> 氏名 印  
 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	(ふりがな) 事業者の名称	-----	
	前回の届出における名称		
	(ふりがな) 事業所の名称	-----	
	前回の届出における名称		
	事業所の所在地  (ふりがな)	〒	都道府県
事業所において常時使用される従業員の数		人	
事業所において行われる事業が属する業種	業 種 名	業種コード	
	主たる事業 従たる事業	-----	
	-----		
第一種指定化学物質の排出量及び移動量		別紙番号1～ のとおり	
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無（該当するものに をすること）		1. 有 2. 無	
担当者  (問い合わせ先)	部 署		
	(ふりがな) 氏 名	-----	
	電話番号		
受理日	年 月 日	整理番号	

- 備考1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。  
 2 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。  
 3 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在（前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日）における当該事業所の人数を記載すること。  
 4 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、次欄以降にその他の業種を記載すること。  
 5 法人にあっては、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。  
 6 の欄には、記載しないこと。  
 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 8 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。  
 9 本届出書に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであつて、日本工業規格X0510に適合するものを記載することができる。

（二次元コード記載欄）

別紙番号

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称						
第一種指定化学物質の号番号		単位 kg mg - T E Q (ダ 材料類の場合)				
排出量	イ 大気への排出	●	●	●	●	排出先の河川、湖沼、海域等の名称 〔 〕
	ロ 公共用水域への排出	●	●	●	●	
	ハ 当該事業所における土壌への排出 (ニ以外)	●	●	●	●	埋立処分を行う場所 (該当するものに をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型
	ニ 当該事業所における埋立処分	●	●	●	●	
移動量	イ 下水道への移動	●	●	●	●	移動先の下水道終末処理施設の名称 〔 〕
	ロ 当該事業所の外への移動 (イ以外)	●	●	●	●	当該第一種指定化学物質を含む 廃棄物の処理方法又は種類 廃棄物の処理方法 (該当するものに をすること (複数選択可)) 01 脱水・乾燥            04 中和                    07 その他 02 焼却・溶融            05 破碎・圧縮 03 油水分離            06 最終処分 廃棄物の種類 (該当するものに をすること (複数選択可)) 01 燃え殻                10 動植物性残さ 02 汚泥                    11 動物系固形不要物 03 廃油                    12 ゴムくず 04 廃酸                    13 金属くず 05 廃アルカリ            14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類    15 鉱さい 07 紙くず                 16 がれき類 08 木くず                 17 ばいじん 09 繊維くず              18 その他
	整理番号					

- 備考1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。  
 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。  
 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、令別表第一に掲げる名称 (令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあつては、当該別名) 及び号番号を記載すること。  
 4 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあつては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。  
 5 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。  
 6 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。  
 7 の欄には、記載しないこと。  
 8 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであつて、日本工業規格 X 0 5 1 0 に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

様式第 2 ( 第 8 条関係 )

受 理 日	年 月 日
整 理 番 号	
結 果	
決 定 番 号	

対応化学物質分類名への変更の請求書

年 月 日

主務大臣 殿

(ふりがな)  
 申請者 住 所 〒  
 (ふりがな)  
 氏 名 (印)  
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 6 条第 1 項の規定により、次の第一種指定化学物質の名称について、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、対応化学物質分類名によって経済産業大臣及び環境大臣に通知することを請求します。

第一種指定化学物質の名称			
号 番 号			
対応化学物質分類名	第		分類 ( )

なお、本請求については、以下のとおり、昨年度以前に同様の請求を行い認められた実績があります。

決 定 番 号																				

(理由)  
 別紙のとおり、申請者においては、当該第一種指定化学物質の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないもの(以下「秘密情報」といいます。)に該当すると考えられます。

- 備考
- 1 の欄には、記載しないこと。
  - 2 号番号の欄には令別表第一における該当する号の番号を記載し、対応化学物質分類名の欄には規則別表における該当する名称を記載すること。
  - 3 「決定番号」欄には、請求が認められた際に主務大臣から通知された番号を記載すること。また、認められた実績がない場合は記載しないこと。
  - 4 別紙中の各項目について、事実を証する書類を添付すること。
  - 5 請求書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
  - 6 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

(別紙)

第一種指定化学物質の取扱いに関する情報が秘密情報に該当する理由

1. 第一種指定化学物質の名称等が開示されることによって、秘密とされる情報が他の事業者等に知られてしまう可能性があることの証明
イ. 第一種指定化学物質が含有される製品の構成、第一種指定化学物質が使用される形態及び秘密とされる情報の詳細
ロ. 請求に係る事業所において製造・加工する製品及び化学物質を取り扱う工程等の状況
ハ. その他、第一種指定化学物質の名称等が開示されることによって、当該情報が他の事業者等に知られてしまう特段の事情
2. 秘密として管理されていることの証明
イ. 秘密とされる情報を含む書面等を秘密と分かるように適切に管理していることの証明
ロ. 従業員等が当該情報を適切に管理する体制を整備していることの証明
ハ. 従業員等以外の者が当該情報を扱う場合、秘密保持契約の締結等の措置を講じていることの証明

3. 生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であることの証明

イ. 秘密とされる情報が事業活動に役立つ技術上の価値を持つと客観的に認められることの証明

ロ. 当該情報が他の事業者等に知られると、請求事業者の競争上の地位が直接に害されると想定されることの証明

4. 公然と知られていないことの証明

イ. 秘密とされる情報が、文献による公表又は特許の取得等によって既に一般に公開されている場合は、その状況

ロ. 法令や条例に基づき、当該情報が開示されたことがある場合は、その状況

( 根拠法令名 ) : ( 開示決定年月日 ) : 年 月 日

ハ. その他、当該情報が分析等により容易に入手可能な状態に置かれていないことの証明

様式第3（第8条関係）

受 理 日	年 月 日
整 理 番 号	
結 果	
決 定 番 号	

対応化学物質分類名の維持の請求書

年 月 日

主務大臣 殿

申請者 (ふりがな) 住 所 〒 (ふりがな) 氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第6条第8項の規定により、次の対応化学物質分類名を維持することを請求します。

第一種指定化学物質の名称			
号 番 号			
対応化学物質分類名	第		分類 ( )

決 定 番 号																				

(理由)  
別紙のとおり、申請者においては、当該第一種指定化学物質の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないもの（以下「秘密情報」といいます。）に該当すると考えられます。

- 備考
- 1 の欄には、記載しないこと。
  - 2 号番号の欄には令別表第一における該当する号の番号を記載し、対応化学物質分類名の欄には、規則別表における該当する名称を記載すること。
  - 3 「決定番号」欄には、請求が認められた際に主務大臣から通知された番号を記載すること。
  - 4 別紙中の各項目について、事実を証する書類を添付すること。
  - 5 請求書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 6 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

(別紙)

第一種指定化学物質の取扱いに関する情報が秘密情報に該当する理由

1. 第一種指定化学物質の名称等が開示されることによって、秘密とされる情報が他の事業者等に知られてしまう可能性があることの証明
イ. 第一種指定化学物質が含有される製品の構成、第一種指定化学物質が使用される形態及び秘密とされる情報の詳細
ロ. 請求に係る事業所において製造・加工する製品及び化学物質を取り扱う工程等の状況
ハ. その他、第一種指定化学物質の名称等が開示されることによって、当該情報が他の事業者等に知られてしまう特段の事情
2. 秘密として管理されていることの証明
イ. 秘密とされる情報を含む書面等を秘密と分かるように適切に管理していることの証明
ロ. 従業員等が当該情報を適切に管理する体制を整備していることの証明
ハ. 従業員等以外の者が当該情報を扱う場合、秘密保持契約の締結等の措置を講じていることの証明

3. 生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であることの証明

イ. 秘密とされる情報が事業活動に役立つ技術上の価値を持つと客観的に認められることの証明

ロ. 当該情報が他の事業者等に知られると、請求事業者の競争上の地位が直接に害されると想定されることの証明

4. 公然と知られていないことの証明

イ. 秘密とされる情報が、文献による公表又は特許の取得等によって既に一般に公開されている場合は、その状況

ロ. 法令や条例に基づき、当該情報が開示されたことがある場合は、その状況

( 根拠法令名 ) : ( 開示決定年月日 ) : 年 月 日

ハ. その他、当該情報が分析等により容易に入手可能な状態に置かれていないことの証明





様式第 5 ( 第 12 条 関 係 )

電子情報処理組織変更 ( 廃止 ) 届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

届出者 (ふりがな) 住 所 〒  
(ふりがな) 氏 名 (印)  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

識別番号	
------	--

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第 12 条第 3 項の規定により、下記のとおり、電子情報処理組織の使用を変更 ( 廃止 ) することとなりましたので、届け出ます。

1 . 変更の内容

2 . 変更 ( 廃止 ) の年月日

- 備考
- 1 本届出書は、届出等に使用する通信用電話番号ごとに作成すること。
  - 2 該当事項がない欄は、記載しないこと。
  - 3 届出書の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
  - 4 氏名 ( 法人にあってはその代表者の氏名 ) を記載し、押印することに代えて、本人 ( 法人にあってはその代表者 ) が署名することができる。

受 理 日	年 月 日
整 理 番 号	

磁気ディスク提出票

年 月 日

主 務 大 臣  
殿  
都 道 府 県 知 事

(ふりがな)  
提 出 者 住 所 〒  
(ふりがな)  
氏 名  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印

担 当 者 部 署  
(問い合わせ先) (ふりがな)  
氏 名  
電 話 番 号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 5 条第 2 項の規定による届出(第 6 条第 1 項の規定による請求)(第 6 条第 8 項の規定による請求)に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項(及び事実を証する情報)を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている磁気ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1. 磁気ディスクに記録された事項
2. 磁気ディスクと併せて提出される書類

- 備考
- 1 宛先の欄には、法第 5 条第 2 項の規定による届出にあっては都道府県知事、法第 6 条第 1 項又は第 8 項の請求にあっては主務大臣を記載する。
  - 2 「磁気ディスクに記録された事項」の欄には、磁気ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
  - 3 「磁気ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出(又は請求)の際に本票に添付されている磁気ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載する。
  - 4 該当事項がない欄は、記載しないこと。
  - 5 提出票の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
  - 6 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令

平成一四・一・一一  
経産・環令一

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「法」という。)及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成十二年政令第百三十八号。以下「令」という。)において使用する用語の例による。

(届出事項のファイルへの記録の方法)

第二条 法第八条第一項の規定によるファイルへの記録は、電子計算機の操作によるものとし、文字の記号への変換の方法その他のファイルへの記録の方法については、経済産業大臣及び環境大臣が定める。

(届出事項の通知の方法)

第三条 法第八条第二項の規定による主務大臣及び都道府県知事への通知は、同条第一項の規定により当該年度にファイルに記録された事項のうち、主務大臣については当該主務大臣が所管する事業を行う事業所に係るものを、都道府県知事については当該都道府県知事が管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものをそれぞれ磁気ディスクに複写したものの交付により行うものとする。

(届出事項の集計の方法)

第四条 法第八条第三項の規定によるファイル記録事項の集計は、フ

ァイル記録事項を第一種指定化学物質の名称及び対応化学物質分類名(以下「物質名」という。)ごとに集計するとともに、当該物質名について、それぞれ次の各号に掲げる項目ごとに集計することによって行うものとする。

- 一 都道府県
- 二 業種
- 三 都道府県及び業種
- 四 業種及び事業所において常時使用される従業員の数の区分
- 五 都道府県、業種及び前号の従業員の数の区分

(届け出られた排出量以外の排出量の算出事項)

第五条 法第九条第一項の経済産業省令、環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 令第三条各号に掲げる業種に属する事業を営む事業者の事業活動に伴って環境に排出されていると見込まれる第一種指定化学物質の量(法第五条第二項の規定により届け出られたもの及び第四号に掲げるものを除く。)
- 二 令第三条各号に掲げる業種以外の業種に属する事業のみを営む事業者の事業活動に伴って環境に排出されていると見込まれる第一種指定化学物質の量(第四号に掲げるものを除く。)
- 三 家庭から環境に排出されていると見込まれる第一種指定化学物質の量(次号に掲げるものを除く。)
- 四 移動体から環境に排出されていると見込まれる第一種指定化学物質の量

(届け出られた排出量以外の排出量の集計方法)

第六条 法第九条第二項の規定による集計は、同条第一項の規定により算出した排出量を第一種指定化学物質の名称ごとに集計するとともに、当該第一種指定化学物質の名称について、それぞれ次の各号に掲げる項目ごとに集計することによって行うものとする。

- 一 都道府県
- 二 経済産業大臣及び環境大臣が別に定める移動体の区分
- 三 都道府県及び前号の移動体の区分

附則

この省令は、法附則第一条第三号に掲げる規定（第五条第一項の規定を除く。）の施行の日（平成十四年一月十二日）から施行する。

---

第一種指定化学物質の排出量等の届出事項のファイルへの記録の方法

(平成一四・三・二九経・環告一)

経済産業大臣 名

環境大臣 名

第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令第二条のファイルへの記録の方法は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第七条第一項から第三項までの規定により経済産業大臣及び環境大臣に通知された事項を、日本工業規格X〇二〇一（一九九七）で規定されたラテン文字用図形文字集合及び日本工業規格X〇二〇八（一九九七）で規定された二バイト図形文字集合の範囲内の文字等により記録する方法によるものとし、この範囲外の文字等については、範囲内の類似の文字等又はその表音を片仮名に置き換えて記録するものとする。

法第十九条に規定する手数料を現金をもって納めることができる事務所

(平成一四・一二・一六経告四二〇)

(改正平成一六・三・二六経告一〇〇)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第十条第一号の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十九条に規定する手数料を現金をもって納めることができる事務所を指定したので、次のとおり告示する。

経済産業大臣 名

東京都千代田区霞が関一丁目三番地一号 経済産業省内

区分 届け出られた排出量以外の集計方法の移動体の  
(平成一五・一・一五経・環告一)

経済産業大臣 名  
 環境大臣 名

- 第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令第六条第二号の移動体の区分は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 自動車（次号及び第三号に掲げるものを除く。）
  - 二 二輪車（二輪自動車及び原動機付自転車をいう。）
  - 三 特殊自動車
  - 四 鉄道車両
  - 五 船舶
  - 六 航空機

届出をしようとする者の使用に係る電子計算機に係る技術的基準

(平成一五・三・二四閣・財・文・厚・農・経・国・環告一)  
(改正平成一六・三・二六閣・財・文・厚・農・経・国・環告一)

内閣総理大臣 名  
 財務大臣 名  
 文部科学大臣 名  
 厚生労働大臣 名  
 農林水産大臣 名  
 経済産業大臣 名  
 国土交通大臣 名  
 環境大臣 名

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号。以下「規則」という。）第十一條に規定する届出をしようとする者の使用に係る電子計算機は、次の各号に掲げる機能のすべてを備えたものでなければならぬ。

- 一 規則第十一條に規定する指定電子計算機に備えられたファイルから入手した排出量等に届出様式に入力できる機能
- 二 都道府県知事の使用に係る電子計算機と通信できる機能

## 主務大臣が指定する電子計算機

(平成一五・三・二四閣・財・文・厚・農・経・国・環告二)

(改正平成一六・三・二六閣・財・文・厚・農・経・国・環告二)

内閣総理大臣	名
財務大臣	名
文部科学大臣	名
厚生労働大臣	名
農林水産大臣	名
経済産業大臣	名
国土交通大臣	名
環境大臣	名

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第十一条に規定する主務大臣が指定する電子計算機は、独立行政法人製品評価技術基盤機構に設置される主務大臣の使用に係る電子計算機とする。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律  
第6条における秘密情報の審査基準について

平成14年4月1日

内閣総理大臣 名  
財務大臣 名  
文部科学大臣 名  
厚生労働大臣 名  
農林水産大臣 名  
経済産業大臣 名  
国土交通大臣 名  
環境大臣 名

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）（以下「法」という。）第6条に規定する「秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないもの」（以下「秘密情報」という。）に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の審査基準は、次のとおりとする。

1．基本的な考え方

主務大臣は、排出量等の情報を開示することにより確保される公益と秘密情報の保護により確保される事業者の利益を適切に比較衡量するものとし、諸外国における類似の制度の運用の実態にも留意しつつ、事業者によって秘密情報の保護の規定が濫用されることのないよう、厳正かつ公平な判断を行うものとする。

2．具体的な判断基準

主務大臣は、次の(1)から(4)のいずれにも該当するときでなければ、対応化学物質分類名への変更の請求を行う事業者（以下「請求事業者」という。）による第一種指定化学物質の使用その他の取扱いに関する情報が秘密情報に該当するとは認めないものとする。

(1) 第一種指定化学物質の名称等が開示されることによって、秘密とされる情報が他の事業者等に知られてしまう可能性があること

法第5条第2項に定める届出事項（すなわち、第一種指定化学物質の名称及び当該物質の年間の排出量・移動量）が開示されたとしても、秘密とされる情報の内容が他の事業者等に知られてしまう可能性がないと考えられる場合には、秘密情報に該当するとは認めない。

例えば、製品中の第一種指定化学物質又は製造工程で使用される薬剤等における第一種指定化学物質の含有率が秘密とされる場合、当該第一種指定化学物質の年間の排出量・移動量から当該含有率が推測できるとは通常は考えられないので、年間排出量・移動量から当該含有率が推測される特段の事情がない限り、秘密情報に該

当するとは認めない。

また、例えば、一事業所において複数の種類の製品を製造している場合又は化学物質を取り扱う工程が複数ある場合、第一種指定化学物質の年間の排出量・移動量から当該化学物質の製品中又は工程での取扱いの状況が特定されずとは通常は考えられないので、年間の排出量・移動量から第一種指定化学物質の取扱いの状況が特定される特段の事情がない限り、秘密情報に該当するとは認めない。

(2) 「秘密として管理」されていること。

次のいずれにも該当するときでなければ、「秘密として管理」されているとは認めない。

秘密とされる情報を含む書面等を秘密と分かるように適切に管理していること。

例えば、請求事業者が、秘密とされる情報を含む書面等に「部外秘」と記載して特定の場所で管理したり、秘密情報の収納・保管・破棄方法等の管理規定を整備する等の措置を講じていない場合は、原則として「秘密として管理」されているとは認めない。

従業員等が当該情報を適切に管理する体制を整備していること。

例えば、請求事業者が、秘密とされる情報を取り扱うことができる従業員を限定していない場合や当該情報を知っている従業員に対して就業規則等によって外部の者に開示してはならない旨の義務を課す等の措置を講じていない場合は、原則として「秘密として管理」されているとは認めない。

従業員等以外の者が当該情報を扱う場合、秘密保持契約の締結等の措置を講じていること。

例えば、秘密とされる情報を含む製品の販売に際し、化学物質等安全データシート(MSDS)を販売の相手方に交付する場合において、秘密保持契約等を結んで当該情報の漏洩の防止を行っていないのであれば、原則として「秘密として管理」されているとは認めない。

(3) 「生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報」であること

次のいずれにも該当するときでなければ、「生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報」とは認めない。

秘密とされる情報が事業活動に役立つ技術上の価値を持つと客観的に認められること。

秘密とされる情報が、財の生産、サービスの提供、研究開発又は経営効率の改善等の事業活動に役立つ技術上の価値を持つと客観的に認められなければ、「生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報」とは認めない。

例えば、独自製品の製造方法、原料構成、製品組成などはこれに該当するが、事業活動に役立つ技術上の価値を持つと請求事業者が主観的に考えるのみではなく、それが客観的に認められるものでなければ、「生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報」とは認めない。

当該情報が他の事業者等に知られると、請求事業者の競争上の地位が直接に害されると想定されること。

秘密とされる情報が開示されても、請求事業者の競争上の地位が直接に害されると想定されないのであれば、当該情報は「生産方法その他の事業活動に有用な

技術上の情報」とは認めない。

例えば、競争相手である他の事業者が当該情報を既に保有している場合や、周辺住民との関係の変化が想定されるだけで、事業の遂行に直接の悪影響を与えるものでない場合は、「生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報」とは認めない。

(4) 「公然と知られていない」こと

次のいずれにも該当するときでなければ、「公然と知られていない」とは認めない。

秘密とされる情報が、文献による公表又は特許の取得等によって既に一般に公開されていないこと。

例えば、学会誌への発表や特許等の出願公開・取得によって公になってしまっている情報については、「公然と知られていない」とは認めない。

他の法令や条例に基づき、当該情報が既に開示されたことがないこと。

例えば、法令や条例の定めにより開示が義務づけられている情報や行政情報公開法に基づく開示請求により既に開示決定がなされた情報については、「公然と知られていない」とは認めない。

その他、当該情報が容易に入手可能な状態に置かれていないこと。

秘密とされる情報は、請求事業者（又は請求事業者により守秘義務をかけられている他の事業者）の管理下以外において容易に入手できる状態にあれば、「公然と知られていない」とは認めない。

例えば、請求事業者が販売している製品について、いわゆるリバース・エンジニアリングによって容易に秘密とされる情報が明らかになってしまう場合、当該製品の組成に関する情報が「公然と知られていない」とは認めない。

### 3．基準の見直し

本基準は、毎年の運用の実態に応じた検討結果を踏まえ、適宜見直しを行っていくものとする。